

**タムラグループ
グリーン調達基準付属書**

2016年2月19日(第09b版)

株式会社タムラ製作所

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 環境管理物質	3
4. 1. 含有禁止物質	3
4. 1. 1. 包装材料に関する追加事項	25
4. 1. 2. 電池に関する追加事項(製品同時梱包の商流に適用する)	28
含有禁止物質一覧(例示物質)	29
含有禁止物質と参照法規制(主なもの)	47
4. 2. 情報伝達物質	50
・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [第一種特定化学物質]	51
・労働安全衛生法 [製造等が禁止される有害物等]	52
・毒物及び劇物取締法 [特定毒物]	52
・2011/65/EU (改正RoHS指令) 対象物質	52
・2000/53/EC (ELV指令) 対象物質	52
・EU CLP規則 Annex VI Table 3.1及びTable 3.2の 発がん性・生殖毒性・変異原性物質 <カテゴリー1、2>	53
・EU REACH規則 Annex XVII 制限対象物質	54
・EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)	57
・EU 850/2004/EC (EUのPOPsに係る規則) 対象物質	62
・ESIS PBT のうち、Fulfilling部分	63
・GADSL 対象物質	64
・IEC62474 対象物質	65
4. 3. プラスチックのリサイクル材に関する追加事項	69
4. 4. 附則	69
5. 主な改定内容	70
添付資料(書式)	
取引先様調査表【グリーン調達】	77
不使用保証書	78

※ 「回」の記載は08版からの変更箇所になります。

※ 前版からの変更点を「5. 主な改定内容」に掲載しています。

変更内容は青色にて、表示しています。

1. 目的

本グリーン調達基準付属書は、RoHS指令及びREACH規則等の法令に沿い、環境管理物質の使用基準を定める。

2. 適用範囲

本グリーン調達基準付属書は、タムラグループの製品に使用する、部品、材料、その他の物品(以降、調達品と呼ぶ)を対象とする。

3. 用語の定義

(1) 環境管理物質

タムラグループが指定する、調達品に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響をもつと判断した化学物質。

(a) 含有禁止物質(調達品への含有を禁止する物質)

次に示すいずれかに該当する物質を対象とする。

- ・現在の法規制で含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質
- ・タムラグループとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして含有の禁止を推進する物質
- ・タムラグループとして含有の禁止を推進する物質

含有禁止物質は①～③の管理水準と適用除外で管理する。

① レベル1

調達品への含有を禁止するもの。

② レベル2

定められた期日をもって調達品への含有を禁止するもので、使用状況の把握を必要とするもの。

③ レベル3

将来、レベル 2 への移行も考慮し、物質とその用途について使用状況の把握を行うもの。

④ 適用除外

法規制除外項目等を考慮し、レベル1～3 の対象から除くもの。必要に応じて物質とその用途について使用状況の把握を行う。

(b) 情報伝達物質

REACH規則へ対応するため、含有の有無、および含有量を把握することが必要な物質。

ただし、意図的な使用を制限するものではない。

含有禁止物質と重複する場合は含有禁止物質であることを優先する。

(2) (削 除)

(3) 均質材料

機械的に別々の材料に分離できない材料を意味する。

(4) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入または付着することをいう。

(製品に直接接触する金型、治工具、機械設備等から製品が汚染される可能性がある場合、製品に触れる部位は、環境管理物質の含有禁止対象として考えなければならない)

(5) 不純物

天然素材中に含有され材料の精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質をいう。

(6) 意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらす為に継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用することをいう。

(7) プラスチック

合成高分子物質から形成されている材料あるいは素材をいう。

※合成高分子物質からできる繊維、フィルム、粘着テープ、成形製品、合成ゴム製品、植物原料プラスチック、接着剤など。または天然の樹脂が合成高分子物質と合成された場合。

(8) RoHS指令 (2011/65/EU)

Directive on the Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment

(電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令)

(9) ELV指令 (2000/53/EC)

End of Life Vehicles

(廃自動車に関するEU指令)

(10) REACH規則 ((EC) No 1907/2006)

Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals

(化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則)

(11) 物質

Substance(サブスタンス)

元素単体および化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼンなど

(12) 調剤

Preparation(プレパレーション)

2種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合された製品。

例：インク、使用前のはんだ、接着材、合金など

(13) 成形品

Article(アーティクル)

その化学物質が果たすよりも大きな程度にその最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見または、デザインが製造中に与えられた物体をいう。

例：パソコンのキーボードやパソコン本体など、成形された物体をいう。

(14) (削 除)**(15) (削 除)****(16) JAMP**

Joint Article Management Promotion-consortium

(アーティクルマネジメント推進協議会)

(17) AIS

Article Information Sheet

アーティクルが含有する化学物質情報を開示・伝達するための JAMP が決めた情報記載フォーマット。

(18) MSDSplus

Material Safety Data Sheet plus

物質/調剤に関しMSDSを補完してAISを作成するために必要な化学物質情報を伝達するための JAMP が定めた情報記載フォーマット。

(19) CMR

Carcinogenic, Mutagenic or toxic to Reproduction

(発ガン性、変異原性、生殖毒性)

(20) 不使用保証書

タムラグループに納入する部品、材料、その他の物品について、本付属書で規定された含有禁止物質の中で、日本国の法令に該当するもの、「AISフォーマット」に記載のないもの、開示できないものについては、資材部門に不使用保証書の提出をお願いいたします。不使用保証書は弊社の「グリーン調達基準付属書」の規制値を保証していただく事を意味します。

4. 環境管理物質

4.1. 含有禁止物質

調達品に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響(側面)をもつと判断した物質で、次に示すいずれかの物質を対象とする。

- ・現在法規制で使用の禁止、製品への含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質
- ・タムラグループとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質。
- ・タムラグループとして製品含有の禁止を推進する物質。

注意：各化学物質群の詳細な規制内容は(表2)に記載する。

(表1) 含有禁止物質群一覧

No.	化学物質群	Class of Chemicals	p.
1	アスベスト類	Asbestos	6
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ化合物	Specific azo compounds which form certain aromatic amines	6
3	酸化ベリリウム (BeO)	Beryllium Oxide (BeO)	7
4	[4- {ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジェン-1-イリデン] ジメチルアンモニウムクロリド (別名CIベイスックバイオレット3) ^{※3}	4-[4,4'-Bis(dimethylamino)benzhydrylidene] cyclohexa2,5-dien-1-ylidene] dimethylammonium chloride (C. I. Basic Violet 3) ^{※3}	7
5	ビス(2-メトキシエチル)エーテル ^{※3}	Bis(2-methoxyethyl) ether ^{※3}	8
6	ホウ酸および特定ホウ酸ナトリウム ^{※3}	Boric acid and specific sodium borates ^{※3}	8
7	臭素系化合物 ^{※3} (PBB 類, PBDE 類, HBCDD を除く)	Other bromine-based compounds ^{※3} (other than PBBs, PBDEs, or HBCDD)	8
8	カドミウム/カドミウム化合物	Cadmium/Cadmium compounds	9
9	塩素系化合物 ^{※3}	Other chlorinated organic compounds ^{※3}	10
10	六価クロム化合物	Chromium VI compounds	10
11	塩化コバルト	Cobalt dichloride	10
12	三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素	Diarsenic Trioxide, Diarsenic Pentoxide	10
13	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Dibutyltin compounds (DBT)	11
14	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Diocetyl tin compounds (DOT)	11
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) ^{※3}	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane (MOCA) ^{※3}	11
16	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) ^{※3}	N,N-dimethylacetamide (DMAC) ^{※3}	11
17	フマル酸ジメチル (DMF)	Dimethyl fumarate (DMF)	12
18	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAHs)	12
19	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	Fluorinated greenhouse gases (PFC, SF6, HFC)	12
20	ホルムアルデヒド	Formaldehyde	13
21	ヘキサブプロモシクロドデカン (HBCDD) および全ての主要ジアステレオ異性体	Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers	13
22	鉛/鉛化合物	Lead/Lead compounds	14
23	水銀/水銀化合物	Mercury/Mercury compounds	16
24	ニッケル	Nickel	16
25	オゾン層破壊物質	Ozone Depleting Substances	16
26	過塩素酸塩 ^{※3}	Perchlorates ^{※3}	16
27	PFOS/PFOS類縁化合物 (PFOSF含む)	PFOS/PFOS compound (include PFOSF)	17
28	パーフルオロオクタノ酸 (PFOA)、その塩及びそのエステル	Perfluorooctanoic acid (PFOA) and individual salts and esters of PFOA	17
29	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320) ㊟	2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylphenol (UV-320) ㊟	17
30	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) ^{※3} ㊟	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328) ^{※3} ㊟	17

No.	化学物質群	Class of Chemicals	p.
31	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル (DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	Bis (2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) Dibutyl phthalate (DBP) Benzyl butyl phthalate (BBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)	18
32	フタル酸エステル類 (DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く) ^{※3}	Phthalate esters (other than DEHP, DBP, BBP and DIBP) ^{※3}	18
33	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	Polybrominated Biphenyls (PBBs)	19
34	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	19
35	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品	Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	19
36	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	Polychlorinated Terphenyls (PCTs)	19
37	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子 1 個以上) ㊟	Polychlorinated Naphthalenes (1 or more chlorine atom) ㊟	19
38	ポリ塩化ビニル (PVC) と PVC コポリマー およびそれらの混合物	Polyvinyl chloride (PVC), PVC Copolymers and its blends	20
39	放射性物質	Radioactive substances	20
40	アルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維 ^{※3} ジルコニアアルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維 ^{※3}	Refractory Ceramic Fibres, Aluminosilicate ^{※3} Refractory Ceramic Fibres, Zirconia Aluminosilicate ^{※3}	20
41	短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13)	Shortchain Chlorinated Paraffins (C10-C13)	21
42	4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール ^{※3}	4-(1, 1, 3, 3-Tetramethylbutyl)phenol ^{※3}	21
43	特定有機スズ化合物 (3置換有機スズ化合物 (TBTO, TBT, TPT を含む))	Specified organic tin compounds (trisubstituted stannanes (include TBTO, TBT, TPT))	21
44	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) 及び 特定塩素系化合物	Tris (2-chloroethyl) phosphate (TCEP) and specific chlorine-based compound	21
45	リン酸トリキシリル (TXP) ^{※3}	Trixylyl phosphate (TXP) ^{※3}	21
46	エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME) ^{※3}	Ethylene glycol dimethyl ether (EGDME) ^{※3}	21
47	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2, 4, 4- -トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) ㊟	Benzenamine, N-phenyl-, reaction products with styrene and 2, 4, 4-trimethylpentene (BNST) ㊟	22
48	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ- 3, 5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチル ヘキシル (DOTE) ^{※3} ㊟	2-ethylhexyl 10-ethyl-4, 4-dioctyl-7-oxo-8- oxa-3, 5-dithia-4-stannatetradecanoate (DOTE) ^{※3} ㊟	22
49	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ- 3, 5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチルヘ キシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル) オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オ キソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタナンテトラデカ ン酸 2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質) ^{※3} ㊟	Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4, 4- dioctyl-7-oxo-8-oxa-3, 5-dithia-4- stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl- 4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4- octyl-7-oxo-8-oxa-3, 5-dithia-4- stannatetradecanoate (Reaction mass of DOTE and MOTE) ^{※3} ㊟	22
50	ダイオキシン類とダイオキシン様化合物	Dioxins and dioxin-like compounds	22
51	シアン化合物 (毒物及び劇物取締法で定義される 「毒物」に該当する無機シアン化合物)	Cyanogen compound (Applicable only to inorganic cyanogen compounds listed as "Poisonous" under the Poisonous and Deleterious Substances Control Act.)	22
52	ヒ素およびヒ素化合物 ^{※1}	Arsenic and arsenic compounds ^{※1}	26
53	臭化メチル ^{※1※3}	Methyl bromide ^{※1※3}	26
54	ヒ酸トリエチル ^{※1※3}	Triethyl arsenate ^{※1※3}	26
55	ハロゲン系化合物/ハロゲン系樹脂 ^{※1}	Halogen compound/Halogen resin ^{※1}	26

No.	化学物質群	Class of Chemicals	p.	
56	ヘキサクロロベンゼン	Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc : Class I Specified Chemical Substances	23	
57	アルドリン			Hexachlorobenzene
58	ディルドリン			Aldrin
59	エンドリン			Dieldrin
60	DDT			Endrin
61	クロルデン類			Chlorophenothane
62	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン			Chlordanes
	N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン			N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine
	N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン			N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine
63	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール			N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine
64	トキサフェン			2,4,6-Tri-tert-butylphenol
65	マイレックス			Toxaphene
66	ジコホル			Mirex
67	ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン (HCBD)			Dicofol
68	ペンタクロロベンゼン	Hexachloro-1,3-butadiene (HCBD)		
69	ヘキサクロロシクロヘキサン (α 、 β 、 γ 異性体のみ)	Hexachlorobenzene		
		Hexachlorocyclohexane (Only the isomer α , β , γ)		
70	クロルデコン	Chlordecone		
71	エンドスルファン	Endosulfan		
72	ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及び エステル類 ^{※2}	Pentachlorophenol and its salts and esters ^{※2}	23	
73	ベンジジン及びその塩	Industrial Safety and Health Act (Article 55) : Harmful Substances, etc., Prohibited for Manufacturing, etc.	24	
74	4-アミノジフェニル及びその塩			Benzidine
75	4-ニトロジフェニル及びその塩			4-Aminodiphenyl
76	ビス(クロロメチル)エーテル			4-Nitrodiphenyl
77	ベーターナフチルアミン及びその塩			Bis(chloromethyl) ether
78	ベンゼン及びベンゼンを含有するゴムのり			β -Naphthylamine: 2-Naphthylamine
79	黄りんマッチ			Benzen and rubber adhesives which contains benzene
80	オクタメチルピロホスホルアミド	Poisonous and Deleterious Substances Control Act : Specified Poisonous Substances	24	
81	四アルキル鉛			Schradan
82	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト			Tetramethyl lead
83	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト			Tetraethyl lead
				Tetraalkyl lead
84	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト			Parathion
				Dimethylethyl mercaptoethyl triphosphate
85	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト			Phosphamidon
86	テトラエチルピロホスフェイト			Dimethylparanitrophenyl thiophosphate
87	モノフルオール酢酸の塩類			Tetraethylpyrophosphate
88	モノフルオール酢酸アミド			Salts of fluoroacetic acid
89	燐化アルミニウム	Fluoroacetamide		
		Aluminium phosphide		

※1：包装材のみに適用する。詳細はP. 25(表3)に記載。

※2：レベル2・3の適用のみ。指定された期日まで納入可能。

※3：レベル3の適用のみ。含有を禁止する期日が指定されるまでは納入可能。

(表2) 含有禁止物質群の名称及び対象とその納入禁止時期

名 称	アスベスト類		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm 以上の含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	一部の芳香族アミンを生成するアゾ化合物		
解 説	REACH 規則 (EC) No.1907/2006 Annex XVII で引用される試験法に基づいて分解し、(別表1) のアミンが発生するアゾ化合物と (別表1) のアミン		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・織物、繊維、皮革製品及びその材料	・意図的添加 ・均質材料に対し30ppm を超える含有 <input type="checkbox"/>	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

測定対象：アゾ化合物

試験法（参考）

アゾ化合物を分解し、アミンを抽出する方法として、以下がある。

(1) EN14362-1:2003 Textiles-Methods for the determination of certain aromatic extraction derived from azocolourants.

-Part1: Detection of the use of certain azocolourants accessible without extraction.

(2) CEN ISO/TS 17234 :2003 Leather -Chemical tests - Determination of certain azocolourants in dyed leathers

(3) EN14362-2:2003 Textiles-Methods for the determination of certain aromatic amines derived from azocolourants

-Part2: Detection of the use of certain azocolourants accessible by extracting the fibers"

(別表1)アゾ化合物の分解により発生してはならないアミン一覧

CAS No.	物質名	Substance Name
92-67-1	4-アミノビフェニル	Biohenyl-4-ylamine
92-87-5	ベンジジン	Benzidine
95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-ナフチルアミン	2-Naphthylamine
97-56-3	o-アミノアゾトルエン	o-Aminoazotoluene
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	5-Nitro-o-toluidine
106-47-8	p-クロロアニリン	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	4-Methoxy-m-phenylenediamine
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-Methylenedianiline
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-Dichlorobenzidine
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-Methylenedi-o-toluidine
120-71-8	6-メトキシ-m-トルイジン	6-Methoxy-m-toluidine
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-オキシジアニリン	4,4'-Oxydianiline
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-Thiodianiline
95-53-4	o-トルイジン	o-Toluidine
95-80-7	4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-Methyl-m-phenylenediamine
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-Amino azobenzene

名 称	酸化ベリリウム (BeO)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	既に納入禁止

名 称	4- {ビス (4-ジメチルアミノフェニル) メチレン} -2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン] ジメチルアンモニウムクロリド (別名CIベイシックバイオレット3)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・全ての用途	・製品(部品)質量に対し 1000ppmを超える含有 <input type="checkbox"/>	期日指定する まで納入可

名 称	ビス (2-メトキシエチル) エーテル		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 ㊟	期日指定する まで納入可

名 称	ホウ酸および特定ホウ酸ナトリウム		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 ㊟	期日指定する まで納入可

名 称	臭素系化合物 (PBB 類, PBDE 類, HBCDD を除く)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途 (プラスチック部品の難燃用途など)	・ 意図的添加 ・ 製品(部品)質量に対し 1000ppm以上の含有	期日指定する まで納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	カドミウム/カドミウム化合物		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック（ゴムを含む） 塗料 インキ 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加 均質材料に対し100ppm以上の含有 	既に納入禁止
	<ul style="list-style-type: none"> はんだ 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加 均質材料に対し20ppmを超える含有 <input checked="" type="checkbox"/> 	既に納入禁止
	<ul style="list-style-type: none"> 上記2項以外の全ての用途（包装材はp. 25参照。電池はp. 28参照。） 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加 均質材料に対し100ppm以上の含有 	既に納入禁止
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 高信頼性が要求される電気接点のめっきで代替材のないもの フィルタガラスに使用されるガラス中の鉛 その他のRoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 		納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

測定対象：プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ

許容値：100ppm

測定基準：

(1) 前処置

前処理方法については、主に下記の4種類の 방법이挙げられる。

1. 硫酸存在下での灰化法
2. 密閉容器内での加圧酸分解法
(マイクロウェーブ分解法(例えばEN13346:2000 or EPA3052:1996)を含む)
3. 硝酸、過酸化水素水による酸分解法(例えばEPA3050B Rev. 2:1996)
4. 硫酸、硝酸あるいは過酸化水素水での湿式分解法(例えばEN1122:2001)等

*上記の全てにおいて、沈殿物(不溶物)が生じた場合は、何らかの方法で完全に溶解して溶液化する。(アルカリ溶解法など)

(2) 測定法

測定方法としては主に以下の3種類の 방법이挙げられる。

1. 誘導結合ープラズマ発光分光分析装置(ICP-AES、ICP-OES)…EN ISO11885:1998など
2. 原子吸光分析装置(AAS)；例えばEN ISO5961:1995
3. 誘導結合ープラズマ質量分析装置(ICP-MS)

*但し、上記の他にも前処理と測定装置の組み合わせにより、カドミウムの定量下限が5ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。なお、カドミウムと鉛は上記のAAS以外の方法では同時に分析可能である。

(注) EN71-3:1994、ASTM F963-96a、ASTM F963-03、ASTM D 5517、ISO 8124-3に代表される溶出法は、前処理として不適用である。

工業排水試験法である(JIS K 0102)の55項は測定のための、前処理方法の併記が必須である。

名 称 塩素系化合物			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途 (プラスチック部品の難燃用途など)	・ 意図的添加 ・ 製品(部品)質量に対し 1000ppm以上の含有	期日指定する まで納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称 六価クロム化合物			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ メッキ、化成処理などの表面処理 (ねじ、鋼版など)	・ 被処理部位への残留	既に納入禁止
	・ 天然皮革部品、材料 ☐	・ 乾燥した天然皮革材料 に対し3ppm以上の 六価クロムの含有	即時禁止
	・ 上記2項以外の全ての用途 (包装材はp. 25参照。)	・ 意図的添加 均質材料に対し1000ppm 以上の含有	既に納入禁止
適用 除外	・ 合金中のクロム及び、金属クロム ・ RoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項		納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称 塩化コバルト			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加	既に納入禁止

名 称 三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)のガラスの消泡剤、清澄剤の用途	・ 均質材料に対し1000ppm を超える含有 ☐	既に納入禁止
レベル3	・ レベル1以外の全ての用途	・ 均質材料に対し1000ppm を超える含有 ☐	期日指定する まで納入可

名 称			
ジブチルスズ化合物 (DBT)			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 全ての用途 	<ul style="list-style-type: none"> 均質材料に対し スズ換算で1000ppmを 超える含有 	既に納入禁止

名 称			
ジオクチルスズ化合物 (DOT)			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 織物・繊維、皮革製品。及びその材料 育児用品 2液型室温硬化モールドイングキット (RTV-2 モールドイングキット) 	<ul style="list-style-type: none"> 均質材料に対し スズ換算で1000ppmを 超える含有 	既に納入禁止

名 称			
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA)			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 全ての用途 	<ul style="list-style-type: none"> 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 	期日指定する まで納入可

名 称			
N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 全ての用途 	<ul style="list-style-type: none"> 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 	期日指定する まで納入可

名 称	フマル酸ジメチル (DMF)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し0.1ppm以上の含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	多環芳香族炭化水素 (PAHs)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1 回	・ 皮膚または口腔内に直接、長時間または、 短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	・ 均質材料に対し1ppm以上の含有	既に納入禁止

名 称	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加	既に納入禁止

名称			
ホルムアルデヒド			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・製品に組み込んで使用される、繊維板（ファイバーボード）、パーティクルボード及び、合板を用いた木工製品（スピーカ、ラック等）	・意図的添加 ・下記試験法何れかによる	既に納入禁止
	・織物・繊維、皮革製品及びその材料	・意図的添加 ・均質材料に対し75ppm以上の含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

基準値(放出濃度)：下記試験法の何れかによる

(1) チャンバー法

- ・気中濃度12m³、1m³または0.0225m³の機密試験槽で0.1ppm以下(0.124mg/m³以下)

(2) パーフォレータ法

- ・表面処理なしのパーティクルボード100gあたり6.5mg以下(6ヶ月間の平均値)
- ・表面処理なしの繊維板100gあたり7.0mg以下(6ヶ月間の平均値)
- ・表面処理なしのパーティクルボード、繊維板100gあたり8.0mg以下(EN120に従い1回の測定値)
- …上記3件のうち何れかの内容を満たすこと

(3) デシケータ法

- ・平均0.5mg/㎡以下、最大0.7mg/㎡以下(N=2で平均値、最大値を確認する)

測定法:

- ・チャンバー法
EN 717-1:2002(Wood based panels; determination of formaldehyde release; formaldehyde emission by the chamber method)
- ・パーフォレータ法
EN 120(Wood based panels; determination of formaldehyde content; extraction method called perforator method; German version EN 120:1992)
- ・デシケータ法
JIS A 5905(Fiberboards)、JIS A 5908 (Particleboards)

名称			
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) および全ての主要ジアステレオ異性体			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加 ・製品(部品)質量に対し1000ppmを超える含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称 鉛/鉛化合物			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック（ゴムを含む） ・塗料 ・インキ 	<ul style="list-style-type: none"> ・均質材料に対し100ppmを超える含有 	既に納入禁止
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の全ての用途（包装材はp. 25参照。電池はp. 28参照。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・均質材料に対し1000ppm以上の含有 	既に納入禁止
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・CRT(ブラウン管, 冷極線管)のガラスに含まれる鉛 ・0.2wt%を超えない蛍光管のガラス中の鉛 ・0.35wt%以下の鉛を含む機械加工目的のための鋼材および亜鉛めっき鋼中の合金成分としての鉛 ・0.4wt%以下の鉛を含むアルミ材中の合金成分としての鉛 ・4wt%以下の鉛を含む銅合金 ・部品及びデバイスの接続用高融点はんだ（鉛が85wt%以上の有鉛はんだ） ・ガラスまたはセラミック中、もしくはガラスまたはセラミックスマトリックス化合物中に鉛を含む電気および電子コンポーネント（例：圧電トランス）、ただしキャパシタの誘電セラミックは除く ・125VDC あるいは250VACより高い定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック ・集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサ用のPZT（チタン酸ジルコン酸鉛）誘電体セラミック材料に含まれる鉛 ・光学用途に使用される白色ガラス中の鉛 ・フィルタガラスに使用されるガラス中の鉛 ・集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイ及びキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・サーメットベースのトリマー・ポテンショメーター素子中の鉛 ・その他のRoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 		納入可

名 称	鉛/鉛化合物 (続き)
測定対象：プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ 許容値：100ppm	
測定基準：	
(1) 前処置	
前処理方法については、主に下記の4種類の 방법이挙げられる。	
1. 硫酸存在下での灰化法 2. 密閉容器内での加圧酸分解法 (マイクロウェーブ分解法(EN13346:2000又は、EPA3052:1996など)を含む)	
3. 硝酸、過酸化水素水による酸分解法(EPA3050B Rev. 2:1996など)	
4. 硫酸、硝酸あるいは過酸化水素水での湿式分解法(EN1122:2001など)等	
*上記の全てにおいて、沈殿物(不溶物)が生じた場合は、何らかの方法で完全に溶解して溶液化する。(アルカリ溶解法など)	
(2) 測定法	
測定方法としては主に以下の3種類の 방법이挙げられる。	
1. 誘導結合ープラズマ発光分光分析装置(ICP-AES、ICP-OES)…EN ISO11885:1998など	
2. 原子吸光分析装置(AAS)…EN ISO5961:1995など	
3. 誘導結合ープラズマ質量分析装置(ICP-MS)	
*但し、上記の他にも前処理と測定装置の組み合わせにより、カドミウムの定量下限未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。なお、カドミウムと鉛は上記のAAS以外の方法では同時に分析可能である。	
(注) EN71-3:1994、ASTM F963-96a、ASTM F963-03、ASTM D 5517、ISO 8124-3に代表される溶出法は、前処理として不適用である。	
工業排水試験法である(JIS K 0102)の55項は測定のみのため、前処理方法の併記が必須である。	

名 称			
水銀/水銀化合物			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 全ての用途 (包装材はp. 25参照。電池はp. 28参照。) 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加 均質材料に対し1000ppm以上の含有 	既に納入禁止
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 小型蛍光灯、直管蛍光灯以外のランプ(高圧水銀ランプなど) 以下のCCFLおよび外部電極蛍光管 (EEFL) <ul style="list-style-type: none"> ①長さが500mm以下で、一本あたりの水銀の含有量が3.5mg未満のもの ②長さが500mm超え、1500mm以下で一本あたりの水銀の含有量が5mg未満のもの ③長さが1500mmを超え、一本あたりの水銀の含有量が10mg未満のもの RoHS指令適用除外(2011/65/EU ANNEX III)の記載事項 		納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称			
ニッケル			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 長時間皮膚に接する用途 (イヤホン、ヘッドホン、ベルト、靴の肩当など) 	<ul style="list-style-type: none"> 製品(部品)質量に対し1000ppm以上の含有 	既に納入禁止

名 称			
オゾン層破壊物質			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 全ての用途 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加 製造工程での使用 	既に納入禁止

名 称			
過塩素酸塩			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 全ての用途 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加 製品(部品)質量に対し0.006ppm以上の含有 	期日指定するまで納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	PFOS/PFOS類縁化合物 (PFOSF含む)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し1000ppm以上の含有	既に納入禁止
適用除外	・ 業務用写真フィルム ・ 半導体用のレジスト		納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 、その塩及びそのエステル		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 繊維、布材料、皮革材料へのコーティング剤 ・ フィルム、紙、印刷版への写真用コーティング剤	・ コーティングされた材料に対し1 µg/m ² を超える含有	既に納入禁止
	・ 上記以外の全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し1000ppm以上の含有	

名 称	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加	既に納入禁止

名 称	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し1000ppmを超える含有	期日指定するまで納入可

特定フタル酸エステル類 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル (DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 均質材料に対し1000ppm を超える含有 (物質毎に閾値レベルが 適用される) <input type="checkbox"/>	既に納入禁止
適用 除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車載用製品に用いられる部品・材料への添加剤 ・ 屋外用途の機器内部に用いられる部品・材料への添加剤 ・ 製造機器や製造装置で使用される製品に用いられる部品・材料への添加剤 ・ デバイス、半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料(トレイ、マガジンスティック、リール、エンボスキャリアテープなど)への添加剤 		納入可

フタル酸エステル類(DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く) …対象物質は(表.6)p. 39に記載			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し 1000ppmを超える含有 (物質毎に閾値レベルが 適用される) <input type="checkbox"/>	期日指定する まで納入可

名 称	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し1000ppm 以上の含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し1000ppm 以上の含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し50ppm 以上の含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し50ppm 以上の含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子 1 個以上) ☐		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ レベル2以外の全ての用途	・ 意図的添加	既に納入禁止
レベル2	・ 全ての用途 (塩素原子 2 個の物質)	・ 意図的添加	2016年5月

名称 ポリ塩化ビニル(PVC)とPVCコポリマーおよびそれらの混合物			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・非接触IC カード(FeliCa)用基材	・意図的添加	既に納入禁止
	・エレクトロニクス製品用キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地およびコーティング剤(業務用は除く)		
	・アクセサリ、及び接続コード等を束ねる結束バンド。		
	・熱収縮チューブ(ただし、電池に使用される部品・材料はレベル3とする)		
	・フレキシブルフラットケーブル。		
	・車載機器取付け用吸着盤		
レベル3	・絶縁版、化粧板、ラベル、シート、ラミネート	・意図的添加	期日指定するまで納入可
	・レベル1以外の全ての用途		
適用除外	・塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤(バインダ)		納入可

名称 放射性物質			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	既に納入禁止

名称 アルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維 ジルコニアアルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・全ての用途	・意図的添加 ・製品(部品)質量に対し1000ppmを超える含有 ☐	期日指定するまで納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し1000ppm を 超える 含有 <input type="checkbox"/>	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	4- (1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル) フェノール		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 <input type="checkbox"/>	期日指定する まで納入可

名 称	特定有機スズ化合物(3置換有機スズ化合物(TBTO、TBT、TPTを含む))		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	・ 意図的添加 ・ 均質材料に対し スズ換算で1000ppmを 超える含有	既に納入禁止

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

名 称	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) 及び特定塩素系化合物 …対象物質は(表. 6)p. 43に記載		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ プラスチック、樹脂、繊維、布材料への 難燃剤用途	・ 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 <input type="checkbox"/>	既に納入禁止

名 称	リン酸トリキシリル (TXP)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 <input type="checkbox"/>	期日指定する まで納入可

名 称	エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	・ 製品(部品)質量に対し 1000ppmを 超える 含有 <input type="checkbox"/>	期日指定する まで納入可

名 称	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) 9		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	即日
適用除外	・ゴムへの添加剤		納入可

名 称	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル (DOTE) 9		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・全ての用途	・製品(部品)質量に対し 1000ppmを超える含有	期日指定する まで納入可

名 称	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質) 9		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・全ての用途	・製品(部品)質量に対し 1000ppmを超える含有	期日指定する まで納入可

名 称	ダイオキシン類とダイオキシン様化合物		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	既に納入禁止

名 称	シアン化合物 (毒物及び劇物取締法で定義される「毒物」に該当する無機シアン化合物)		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	既に納入禁止

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質			
名 称	・ヘキサクロロベンゼン		
	・1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)		
	・1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)		
	・1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)		
	・1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-クロロフェニル) エタン (別名DDT)		
	・1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン又はヘプタクロル)		
	・N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又は、N, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン		
	・2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール		
	・ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ [2. 2. 1] ヘプタン (別名トキサフェン)		
	・ドデカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 (2, 6) . 0 (3, 9) . 0 (4, 8)] デカン (別名マイレックス)		
	・2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセン又はジコホル)		
	・ヘキサクロロ-1, 3-ブタジエン (HCBDD)		
	・ペンタクロロベンゼン		
	・ヘキサクロロシクロヘキサン (α 、 β 、 γ 異性体のみ)		
	・クロルデコン		
・6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名: エンドスルファン又はベンゾエピン)			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	既に納入禁止

名 称	ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類 ⑨		
	対 象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル2	・全ての用途	・意図的添加	2016年5月

労働安全衛生法(55条) 製造等禁止物質			
名 称	・ベンジジン及びその塩		
	・4-アミノジフェニル及びその塩		
	・4-ニトロジフェニル及びその塩		
	・ビス(クロロメチル)エーテル		
	・ペーターナフチルアミン及びその塩		
	・ベンゼン及びベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5パーセントを超えるもの		
	・黄りんマッチ		
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	既に納入禁止

毒物及び劇物取締法 特定毒物			
名 称	・オクタメチルピロホスホルアミド(シュラーダン)		
	・四アルキル鉛		
	・ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(パラチオン)		
	・ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(メチルジメトン)		
	・ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト(ホスファミドン)		
	・ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(メチルパラチオン)		
	・テトラエチルピロホスフェイト		
	・モノフルオール酢酸の塩類		
	・モノフルオール酢酸アミド		
	・燐化アルミニウム		
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全ての用途	・意図的添加	既に納入禁止

4.1.1. 包装材料に関する追加事項

包装材の定義

生産者から使用者または消費者へ、原材料から加工品に至る物品を「入れる」「保護する」「取り扱う」「配送する」「授与する」のために使用される、あらゆる種類のあらゆる材料からできた製品を指す。

注意：輸送業者または納入業者の管理下において、タムラ内、又は最終消費者から排出されることなく、回収・再使用される通函等の包装を除く。

(表3) 包装材に関する追加事項

物質名	重金属(水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の合計)		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・(表4)記載の包装材	・意図的添加 ・均質材料に対し重金属含有量の合計が100ppm以上の含有	既に納入禁止
適用除外	・部品納入者が所有する通函		納入可
<p>分析手順：</p> <p>(1) 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し4元素合計で100ppm未満であることを確認する。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。</p> <p>(2) もし、4元素合計で100ppm以上の場合、まずカドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100ppm未満であることを確認し、カドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100ppm未満の場合は、さらに、六価クロムの検出判定を行い、最終的に、六価クロムが検出されないことを確認する。</p> <p>測定基準：</p> <p>(1) 前処理 カドミウム、鉛については、プラスチック中のカドミウム(p.9)、鉛(p.15)の方法に準ずる。総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(p.9)の方法に準ずる。水銀については、主に下記の3種類が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 密閉容器内での加圧酸分解法 (マイクロウェーブ分解法(EPA 3052:1996など)など) 2. 加熱気化-冷原子吸光法 3. 還流冷却器付き分解フラスコ (ケルダール法) を用いた、硫酸、硝酸での湿式分解法 <p>※いずれの方法においても、水銀が揮散しないよう注意を払うこと。また、沈殿物が生じた場合何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。</p> <p>(2) 測定法 カドミウム、鉛、総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(p.9)、鉛(p.15)の方法に準ずる。水銀については、プラスチック中のカドミウム(p.9)、鉛(p.15)の方法と同様であるが予め低濃度の混入が予想される場合、還元気化原子吸光法、または水素化発生装置付きICP-AES(ICP-OES)、ICP-MSによる分析が適切と考えられる。</p>			

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

物質名	ヒ素およびヒ素化合物		
参照法規・・・REACH規則 ANNEX XVII 19項			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・木質かつ(表4)記載の包装材 (主には木製パレット、箱)	・意図的添加 (殺虫、殺菌、など)	既に納入禁止

物質名	臭化メチル		
参照法規・・・ISPM-15			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・木質かつ(表4)記載の包装材 (主には木製パレット、箱)	・意図的添加 (木材の燻蒸 殺虫、殺菌、など)	期日指定する まで納入可

物質名	ヒ酸トリエチル		
参照法規・・・REACH規則の33条および7.2条(SVHC)			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル3	・(表4)記載の包装材	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm 以上の含有	期日指定する まで納入可

(注) 基準/閾値レベルに「意図的添加」と濃度数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

物質名	ハロゲン系化合物/ハロゲン系樹脂		
参照法規・・・ブルーエンジェル、エコマーク、バーゼル条約、WEEE指令付属書			
対 象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・(表4)記載の包装材 (臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、ポリ塩化ビニル (PVC)、フッ素系樹脂などの含有を制限)	・意図的添加	既に納入禁止
適用除外	<p>・包装する機能を主としていない部品、材料を、包装材として使用した場合。</p> <p>…包装する機能を主としていない場合とは、製品を保護、又は包む用途(ビニール袋、緩衝材など)以外のものを指す。 例：ホログラムラベル、印刷用インキ中に着色剤として使用されるハロゲン化合物及びフッ素系添加剤、など</p> <p>ただし、本除外要件は、含有するハロゲン系化合物がレベル1に定める使用禁止物質に該当する場合は適用しない。</p>		納入可

(表4) 包装材識別の具体例

<input type="checkbox"/> 消費者及び業務用製品に用いるもの（顧客の製品の輸送に用いられるもの）		
包装材		
1.	カートン（箱）	あらゆる材料でできた個装、サブマスターカートン、マスターカートン
2.	緩衝材	
3.	保護袋（シート）	発泡プラスチック又は不織布など
4.	ポリ袋	
5.	封筒	保証書用封筒など
6.	ブリスターパック	
7.	フィルム	液晶ディスプレイの表面などに貼る保護フィルムを含む
8.	クラムシェル	
9.	仕切り/スペーサ	
10.	印刷インキ	包装材の印刷に用いるもの
11.	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、また可動部の保護・固定に用いるもの
12.	ステーブル	
13.	ラベル	バーコードラベルのように顧客の管理下で包装部品に貼られるもの
14.	ジョイント	カートンジョイントなど
15.	結束バンド	PPバンドなど
16.	吊り下げタブ	
17.	把手	把手およびその構成部品
18.	枠	木枠など
19.	シュリンクフィルム	
20.	ボトル	
21.	スリーブ	
22.	化粧箱	万年筆や化粧品の化粧箱に該当するもの
23.	スキッド	
包装材として扱わないもの（製品の一部として扱うものを含む）		
1.	CDのケース/袋	CDや他の記録メディアなどに用いられるケース、袋など製品の一部とみなす
2.	インデックスカード/ ラベル	CDや他の記録メディアに付属するインデックスカード、ラベルなど製品の一部とみなす
3.	キャリングケース/ ポーチ	ヘッドフォンなどに付属するものなど、これらは製品の一部とみなす
4.	ラベル	包装材以外に貼られたもの、これらは製品の一部とみなす
5.	ラベル	カーゴラベルやインボイスなど第3者によって貼られたもの
<input type="checkbox"/> デバイス、半導体及びその他部品に用いられるもの		
包装材		
1.	マガジンスティック	ICなどの輸送に用いられるもの
2.	ストッパ	
3.	トレイ	
4.	リール	
<input type="checkbox"/> 物流上用いられるもの		
包装材		
1.	パレット	スリップシートを含む木製、プラスチック製、紙製などでできたOne-Way仕様のもの
2.	木箱	
3.	ストレッチフィルム	荷崩れ防止用など
4.	木製コンテナ	
5.	追包装に用いるもの	部品の発送用の追包装に用いるカートン、緩衝材、テープなど
6.	バンド/紐	PPバンドなど
包装材として扱わないもの（対象外）		
1.	船舶および 航空コンテナ	船舶輸送用コンテナ、航空コンテナなど

4.1.2. 電池に関する追加事項(製品同時梱包の商流に適用する)

(表5) 電池に関する追加事項

名称	重金属(水銀、カドミウム、鉛)			
解説	対象範囲は金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、カドミウム、鉛および水銀元素を有する全ての物質。			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期	
レベル1	カドミウム	・マンガン電池、アルカリ電池、及びニッケル水素(Ni-MH)電池二次電池 (ボタン型電池を除く)	・電池質量に対し 10ppm以上の カドミウムの含有	既に納入禁止
		・上記以外の電池	・電池質量に対し 20ppm以上の カドミウムの含有	
	鉛	・マンガン電池、及びアルカリマンガン乾電池でボタン形のもの	・電池質量に対し 1000ppm以上の鉛の 含有	
		・アルカリマンガン乾電池 (ボタン形電池を除く)	・電池質量に対し 40ppm以上の鉛の 含有	
		・上記以外の電池	・電池質量に対し 4000ppm以上の鉛の 含有	
	水銀	・マンガン電池、アルカリマンガン電池、及びニッケル水素(Ni-MH)二次電池 (ボタン電池を除く)	・電池質量に対し 1ppm以上の水銀の 含有	
		・ボタン形電池	・電池質量に対し 20000ppm以上の水銀の 含有	
		・上記以外の電池	・電池質量に対し 5ppm以上の水銀の 含有	

本項用語の定義

電池：

化学エネルギーを直接に変換することにより電気エネルギーを発生させるものであり、単一または複数の一次電池(再充電不可)、あるいは、単一または複数の二次電池(再充電可能)により構成されたもの。

ボタン形電池：

補聴器、腕時計、小型携帯機器、バックアップ用電源など特別な目的のために使われる、直径が高さよりも長い、小型で円形の携帯機器用のもの。

含有禁止物質一覧（例示物質）

注意：本一覧には、含有濃度などを規制する物質、禁止期日を指定するまで納入可能な物質（規制内容が管理のみ）が含まれています。一覧内の化学物質の規制内容の詳細は(表2)p. 6～、(表3)p. 25～(表5)p. 28を参照ください。

(表6) 含有禁止物質一覧（例示物質）

規制内容の詳細はP. 6参照

アスベスト類	CAS No.
アスベスト類	1332-21-4 132207-32-0 132207-33-1
アクチノライト	77536-66-4
アモサイト (Grunerite)	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
クリソタイル	12001-29-5
クロシドライト	12001-28-4
トレモライト	77536-68-6

規制内容の詳細はP. 6～7参照

一部の芳香族アミンを生成するアゾ化合物	CAS No.
4-アミノピフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2,4 -ジアミノアニソール	615-05-4
4,4' -メチレンジアニリン	101-77-9
3,3' -ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3' -ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3' -ジメチルベンジジン	119-93-7
4,4' -ジアミノ-3,3' -ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
4,4' -オキシジアニリン	101-80-4
4,4' -ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

注：欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により上記の22の芳香族アミンの特定アゾ染料・顔料に適用されます。

規制内容の詳細はP. 7参照

-	CAS No.
酸化ベリリウム (BeO)	1304-56-9

規制内容の詳細はP. 7参照：期日指定するまで納入可

-	CAS No.	EC No.
[4- {ビス (4-ジメチルアミノフェニル) メチレン} -2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン] ジメチルアンモニウムクロリド (CIベイスックバイオレット3)	548-62-9	208-953-6

含有禁止物質一覧(例示)

規制内容の詳細はP.8参照：期日指定するまで納入可

	CAS No.	EC No.
-		
ビス (2-メトキシエチル) エーテル	111-96-6	203-924-4

規制内容の詳細はP.8参照：期日指定するまで納入可

ホウ酸および特定ホウ酸ナトリウム	CAS No.	EC No.
ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	233-139-2 234-343-4
四ホウ酸二ナトリウム十水和物 (ほう砂)	1303-96-4	215-540-4
四ホウ酸二ナトリウム	1330-43-4	
四ホウ酸二ナトリウム五水和物	12179-04-3	
七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	

規制内容の詳細はP.8参照：期日指定するまで納入可

臭素系化合物(PBB類、PBBE類又はHBCDDを除く)	CAS No.
ISO 1043-4 コード番号FR(14) [脂肪族/脂環式臭素化化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号FR(15) [脂肪族/脂環式臭素化化合物とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号FR(16) [芳香族臭素化化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号FR(17) [芳香族臭素化化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号FR(22) [脂肪族/脂環式塩素化及び臭素化化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号FR(42) [臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ポリ(2,6-ジプロモフェニレンオキシド)	69882-11-7
テトラデカプロモ-P-ジフェノキシベンゼン	58965-66-5
1,2-ビス(2,4,6-トリプロモフェノキシ)エタン	37853-59-1
3,5,3',5'-テトラプロモビスフェノール A(TBBA)	79-94-7
TBBA(構造特定せず)	30496-13-0
TBBA(エピクロロヒドリンオリゴマー)	40039-93-8
TBBA(TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)	70682-74-5
TBBA(炭酸オリゴマー)	28906-13-0
TBBA 炭酸オリゴマー、フェノキシエンドキャップト	94334-64-2
TBBA 炭酸オリゴマー、2,4,6-トリプロモフェノールター	71342-77-3
TBBA ビスフェノール A ホスゲンポリマー	32844-27-2
臭素化エポキシレジン、トリプロモフェノールエンドキャップト	139638-58-7 135229-48-0
TBBA-(2,3-ジプロモプロピルエーテル)	21850-44-2
TBBA ビス-(2-ヒドロキシエチルエーテル)	4162-45-2
TBBA ビス(アリルエーテル)	25327-89-3
TBBA ジメチルエーテル	37853-61-5
テトラプロモビスフェノール S	39635-79-5
TBBS ビス-(2,3-ジプロモプロピルエーテル)	42757-55-1
2,4-ジプロフェノール	615-58-7
2,4,6-トリプロモフェノール	118-79-6
ペンタプロモフェノール	608-71-9
2,4,6-トリプロモフェニルアリルエーテル	3278-89-5
トリプロモフェニルアリルエーテル(構造特定せず)	26762-91-4
テトラプロモフタル酸ジメチル	55481-60-2
テトラプロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	26040-51-7
2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラプロモフタレート	20566-35-2
TBPA、グリコール-アンドプロピレン-オキシドエステル	75790-69-1
N,N'-エチレン-ビス-(テトラプロモ-フタルイミド)	32588-76-4
エチレン-ビス(5,6-ジプロモノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)	52907-07-0
2,3-ジプロモ-2-ブテン-1,4-ジオール	3234-02-4
ジプロモネオペンチルグリコール	3296-90-0
2,3-ジプロモプロパノール	96-13-9

含有禁止物質一覧(例示)

臭素系化合物(PBB類、PBBE類又はHBCDDを除く) (続き)	CAS No.
トリプロモ-ネオペンチルアルコール	36483-57-5
ポリトリプロモスチレン	57137-10-7
トリプロモスチレン	61368-34-1
ジプロモ-スチレン、PP グラフティド	171091-06-8
ポリジプロモスチレン	31780-26-4
プロモ/クロロパラフィン類	68955-41-9
プロモ/クロロアルファオレフィン	82600-56-4
プロモエチレン	593-60-2
トリス(2,3-ジプロモプロピル)イソシアヌル酸	52434-90-9
トリス(2,4-ジプロモフェニル)フォスフェート	49690-63-3
トリス(トリプロモ-ネオペンチル)フォスフェート	19186-97-1
塩素化、臭素化リン酸エステル	125997-20-8
ペンタプロモトルエン	87-83-2
ペンタプロモベンジルプロミド	38521-51-6
臭素化 1,3-ブタジエンホモポリマー	68441-46-3
ペンタプロモベンジルアクリレートモノマー	59447-55-1
ペンタプロモベンジルアクリレートポリマー	59447-57-3
デカプロモジフェニルエタン	84852-53-9
トリプロモビスフェニルマレインイミド	59789-51-4
オクタプロモ-1,1,3-トリメチル-1-フェニルインダン (FR-1808)	155613-93-7
テトラプロモシクロオクタン	31454-48-5
1,2-ジプロモ-4-(1,2-ジプロモメチル)シクロヘキサン	3322-93-8
TBPA Na ソルト	25357-79-3
テトラプロモフタル酸無水物	632-79-1
その他の臭素系化合物	-

規制内容の詳細はP.9参照

カドミウム/カドミウム化合物	CAS No.
カドミウム	7440-43-9
酸化カドミウム	1306-19-0
硫化カドミウム	1306-23-6
塩化カドミウム	10108-64-2
硫酸カドミウム	10124-36-4
その他のカドミウム化合物	-

規制内容の詳細はP.10参照：期日を指定するまで納入可

塩素系化合物	CAS No.
[2,2-ビス(クロロメチル)-1,3-プロパンジイル]ビスオキシビスホスホン酸テトラキス(2-クロロエチル)	38051-10-4
リン酸2,2-ビス(プロモメチル)-3-クロロプロピル=ビス[2-クロロ-1-(クロロメチル)エチル]	66108-37-0
その他の塩素系化合物	-

規制内容の詳細はP.10参照

六価クロム化合物	CAS No.	EC No.
三酸化クロム；酸化クロム(VI)；無水クロム酸	1333-82-0	-
クロム酸リチウム	14307-35-8	-
クロム酸ナトリウム	7775-11-3	-
クロム酸カリウム	7789-00-6	-
塩化クロム酸カリウム；トリオクソクロロクロム酸カリウム	16037-50-6	-
クロム酸アンモニウム	7788-98-9	-
クロム酸銅	13548-42-0	-
クロム酸マグネシウム	13423-61-5	-
クロム酸カルシウム；カルシウムクロムイエロー	13765-19-0	-
クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	-
クロム酸バリウム	10294-40-3	-
クロム酸鉛；クロムイエロー	1344-37-2	215-693-7
クロム酸亜鉛；黄亜鉛；亜鉛黄；ジンクロメート	12018-19-8 13530-65-9 14018-95-2	-

含有禁止物質一覧(例示)

六価クロム化合物 (続き)	CAS No.	
重クロム酸二ナトリウム ; 重クロム酸ソーダ	10588-01-9 7789-12-0	-
重クロム酸カリウム ; ニクロム酸カリウム	7778-50-9	-
重クロム酸アンモニウム ; ニクロム酸アンモニウム	7789-09-5	-
重クロム酸カルシウム	14307-33-6	-
クロム酸鉛(II)	7758-97-6	231-846-0
重クロム酸亜鉛	-	-
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド104)	12656-85-8	235-759-9
クロム酸クロム	24613-89-6	-
ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9	234-329-8
クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	256-418-0
その他の六価クロム化合物	-	-

規制内容の詳細はP. 10参照

-	CAS No.	EC No.
塩化コバルト	7646-79-9	231-589-4

規制内容の詳細はP. 10参照

-	CAS No.	EC No.
三酸化二ヒ素	1327-53-3	215-481-4
五酸化二ヒ素	1303-28-2	215-116-9

規制内容の詳細はP. 11参照

ジブチルスズ化合物 (DBT)	CAS No.	EC No.
ジブチルスズオキシド	818-08-6	212-449-1
ジブチルスズジアセテート	1067-33-0	213-928-8
ジブチルスズジラウレート	77-58-7	201-039-8
ジブチルスズマレエート	78-04-6	201-077-5
ジブチルジクロロスズ	683-18-1	211-670-0
ジブチルスズビス (イソオクチルチオグリコール酸エステル)	7324-74-5	230-797-2
その他のジブチルスズ化合物	-	-

規制内容の詳細はP. 11参照

ジオクチルスズ化合物 (DOT)	CAS No.	EC No.
ジオクチルスズオキシド	870-08-6	212-791-1
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8	222-883-3
ジオクチルスズマレエート	16091-18-2	16091-18-2
ジオクチルスズビス (イソオクチルチオグリコール酸エステル)	26401-97-8	247-666-0
ジオクチルスズジクロリド	3542-36-7	222-583-2
その他のジオクチル錫化合物	-	-

規制内容の詳細はP. 11参照 : 期日を指定するまで納入可

-	CAS No.	EC No.
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA)	101-14-4	202-918-9

規制内容の詳細はP. 11参照 : 期日を指定するまで納入可

-	CAS No.	EC No.
N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	127-19-5	204-826-4

規制内容の詳細はP. 12参照

-	CAS No.	EC No.
フマル酸ジメチル (DMF)	624-49-7	210-849-0

含有禁止物質一覧(例示)

規制内容の詳細はP. 12参照

多環芳香族炭化水素 (PAHs)	CAS No.	EC No.
ベンゾ[a]ピレン (BaP)	50-32-8	210-849-0
ベンゾ[e]ピレン (BeP)	192-97-2	205-892-7
ベンゾ[a]アントラセン (BaA)	56-55-3	200-280-6
クリセン (CHR)	218-01-9	205-923-4
ベンゾ[b]フルオランセン (BbFA)	205-99-2	205-911-9
ベンゾ[j]フルオランテン (BjFA)	205-82-3	205-910-3
ベンゾ[k]フルオランテン (BkFA)	207-08-9	205-916-6
ジベンゾ[a, h]アントラセン (DBAhA)	53-70-3	200-181-8

規制内容の詳細はP. 12参照

フッ素系温室効果ガス (パーフルオロカーボン(PFC), 六フッ化硫黄(SF6), ハイドロフルオロカーボン(HFC))	CAS No.	EC No.
テトラフルオロメタン (4 フッ化炭素、PFC-14)	75-73-0	200-896-5
ヘキサフルオロエタン (PFC-116)	76-16-4	200-939-8
オクタフルオロプロパン (PFC-218)	76-19-7	200-941-9
デカフルオロブタン (PFC-31-10)	355-25-9	206-580-3
ドデカフルオロペンタン (PFC-41-12)	678-26-2	206-580-3
テトラデカフルオロヘキサン (PFC-51-14)	355-42-0	206-585-0
オクタフルオロシクロブタン (PFC-c318)	115-25-3	204-075-2
6フッ化硫黄 (SF6)	2551-62-4	219-854-2
トリフルオロメタン- (HFC-23)	75-46-7	200-872-4
ジフルオロメタン- (HFC-32)	75-10-5	200-839-4
フッ化メチル- (HFC-41)	593-53-3	209-796-6
2H, 3H-デカフルオロペンタン- (HFC-43-10mee)	138495-42-8	-
ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6	206-557-8
1, 1, 2, 2-テトラフルオロエタン- (HFC-134)	359-35-3	206-628-3
1, 1, 1, 2- テトラフルオロエタン- (HFC-134a)	811-97-2	212-377-0
1, 1-ジフルオロエタン- (HFC-152a)	75-37-6	200-866-1
1, 1, 2-トリフルオロエタン- (HFC-143)	430-66-0	207-066-1
1, 1, 1-トリフルオロエタン- (HFC-143a)	420-46-2	206-996-5
2H-ヘプタフルオロプロパン- (HFC-227ea)	431-89-0	207-079-2
1, 1, 1, 2, 2, 3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	677-56-5	-
1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン- (HFC-236ea)	431-63-0	207-076-6
1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン- (HFC-236fa)	690-39-1	-
1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン- (HFC-245ca)	679-86-7	-
1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロプロパン- (HFC-245fa)	460-73-1	-
1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタン- (HFC-365mfc)	406-58-6	-

規制内容の詳細はP. 13参照

-	CAS No.	EC No.
ホルムアルデヒド	50-00-0	200-001-8

規制内容の詳細はP. 13参照

ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)および全ての主要ジアステレオ異性体	CAS No.	EC No.
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	25637-99-4	247-148-4
	4736-49-6	-
	65701-47-5	-
	138257-17-7	-
	138257-18-8	-
	138257-19-9	-
	169102-57-2	-
	678970-15-5	-
	678970-16-6	-
	678970-17-7	-
3194-55-6	221-695-9	
α-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6	-
β-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7	-
γ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8	-

含有禁止物質一覧(例示)

規制内容の詳細はP. 14～15参照

鉛／鉛化合物	☐	CAS No.	EC No.
鉛		7439-92-1	231-100-4
鉛-錫合金		-	-
酸化鉛(II)		1317-36-8	215-267-0
酸化鉛(IV)		1309-60-0	215-174-5
三酸化二鉛		1314-27-8	-
酸化鉛(II, IV)		1314-41-6	231-198-9
アジ化鉛		13424-46-9	236-542-1
弗化鉛(II)		7783-46-2	231-998-8
塩化鉛(II)		7758-95-4	231-845-5
塩化鉛(IV)		13463-30-4	-
沃化鉛(II)		10101-63-0	233-256-9
硫化鉛(II)		1314-87-0	215-246-6
シアン化鉛(II)		592-05-2	209-742-1
四弗化ホウ素		13814-96-5	237-486-0
六弗化ケイ酸		25808-74-6	247-278-1
硝酸鉛		10099-74-8	233-245-9
炭酸鉛		598-63-0	209-943-4
炭酸水酸化鉛		1344-36-1	-
過塩素酸鉛		13637-76-8	237-125-7
硫酸鉛(II)		7446-14-2 15739-80-7	231-198-9 239-831-0
三塩基性硫酸鉛		12202-17-4	235-380-9
リン酸鉛		7446-27-7	231-205-5
チオシアン酸鉛		592-87-0	209-774-6
酢酸鉛(II)三水和物		6080-56-4	-
酢酸鉛(II)		301-04-2	206-104-4
酢酸鉛(IV)		546-67-8	208-908-0
オレイン酸鉛		1120-46-3	214-310-0
ステアリン酸鉛		7428-48-0	231-068-1
硼酸鉛		10214-39-8	-
珪酸鉛		11120-22-2 10099-76-0	234-363-3 233-246-4
アンチモン酸鉛		13510-89-9	236-845-9
砒酸鉛		7784-40-9	232-064-2
メタ亜砒酸鉛		10031-13-7	233-083-9
クロム酸鉛 ; C. I. ピグメントイエロー34		1344-37-2	215-693-7
モリブデン酸鉛		10190-55-3	233-459-2
鉛酸カルシウム		12013-69-3	234-591-3
テトラメチル鉛		75-74-1	200-897-0
テトラエチル鉛		78-00-2	201-075-4
クロム酸鉛(II)		7758-97-6	231-846-0
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛		12656-85-8	235-759-9
砒酸鉛(II)		3687-31-8	222-979-5
スチフェニン酸鉛		15245-44-0	239-290-0
ビスピクリン酸鉛(II)		6477-64-1	229-335-2
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)		1319-46-6	215-290-6
セレン化鉛(II)		12069-00-0	235-109-4
チタン酸鉛(II)		12060-00-3	235-038-9
ステアリン酸鉛		1072-35-1	214-005-2
その他の鉛化合物		-	-

規制内容の詳細はP. 16参照

水銀／水銀化合物	☐	CAS No.
水銀		7439-97-6
水銀合金		-
酸化水銀 (I)		15829-53-5
酸化水銀 (II)		21908-53-2
塩化水銀		33631-63-9
塩化水銀 (I)		10112-91-1

含有禁止物質一覧(例示)

水銀/水銀化合物 (続き)	☐	CAS No.
塩化水銀 (II)		7487-94-7
硝酸水銀 (II)		10045-94-0
硫酸水銀 (I)		7783-36-0
雷酸水銀 (II)		628-86-4
酢酸水銀 (II)		1600-27-7
メチル水銀塩		e. g. 22967-92-6
エチル水銀塩		-
プロピル水銀塩		-
フェニル水銀塩		-
メトキシエチル水銀塩		-
ジアルキル水銀		-
ジフェニル水銀		587-85-9
その他の水銀化合物		-

規制内容の詳細はP. 16参照

-	CAS No.
ニッケル	7440-02-0

規制内容の詳細はP. 16参照

オゾン層破壊物質/異性体*	CAS No.
トリクロロフルオロメタン (CFC-11)	75-69-4
ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)	75-71-8
塩化フッ化メタン (CFC-13)	75-72-9
ペンタクロロフルオロエタン (CFC-111)	354-56-3
テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)	76-12-0
1, 1, 2, 2-テトラクロロ-1, 2-ジフルオロエタン (CFC-112)	76-12-0
1, 1, 1, 2-テトラクロロ-2, 2-ジフルオロエタン (CDC-112a)	76-11-9
トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)	76-13-1
1, 1, 2トリクロロ-1, 2, 2トリフルオロエタン (CFC-113)	76-13-1
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2, 2トリフルオロエタン (CFC-113a)	354-58-5
ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)	76-14-2
モノクロロペンタフルオロエタン (CFC-115)	76-15-3
ヘプタクロロフルオロプロパン (CFC-211)	422-78-6 135401-87-5
1, 1, 1, 2, 2, 3, 3-ヘプタクロロ-3-フルオロプロパン (CFC-211aa)	422-78-6
1, 1, 1, 2, 2, 3, 3-ヘプタクロロ-2-フルオロプロパン (CFC-211ba)	422-81-1
ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC-212)	3182-26-1
ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC-213)	2354-06-5 134237-31-3
テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)	29255-31-0
1, 2, 2, 3-テトラクロロ-1, 1, 3, 3-テトラフルオロプロパン (CFC-214aa)	2268-46-4
1, 1, 1, 3-テトラクロロ-2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロパン (CFC-214cb)	-
トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)	1599-41-3
1, 2, 2-トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215aa)	1599-41-3
1, 2, 3-トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215ba)	76-17-5
1, 1, 2-トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215bb)	-
1, 1, 3-トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215ca)	-
1, 1, 1-トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215cb)	4259-43-2
ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)	661-97-2
クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)	422-86-6
プロモクロロメタン (ハロン-1011)	74-97-5
ジブロモジフルオロメタン (ハロン-1202)	75-61-6
プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)	353-59-3
プロモトリフルオロメタン (ハロン-1301)	75-63-8
ジブロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402)	124-73-2
テトラクロロメタン (四塩化炭素)	56-23-5
1, 1, 1, -トリクロロエタン (メチルクロロホルム)	71-55-6
ブロモメタン (臭化メチル)	74-83-9
ブロモエタン (臭化エチル)	74-96-4

含有禁止物質一覧(例示)

オゾン層破壊物質/異性体* (続き)	CAS No.
1-ブロモプロパン(臭化nプロピル)	106-94-5
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)	2314-97-8
クロロメタン(塩化メチル)	74-87-3
ジブロモフルオロメタン(HBFC-21B2)	1868-53-7
ブロモジフルオロメタン(HBFC-22B1)	1511-62-2
ブロモフルオロメタン(HBFC-31B1)	373-52-4
テトラブロモフルオロエタン(HBFC-121B4)	306-80-9
トリブロモジフルオロエタン(HBFC-122B3)	-
ジブロモトリフルオロエタン(HBFC-123B2)	354-04-1
ブロモテトラフルオロエタン(HBFC-124B1)	124-72-1
トリブロモフルオロエタン(HBFC-131B3)	-
ジブロモジフルオロエタン(HBFC-132B2)	75-82-1
ブロモトリフルオロエタン(HBFC-133B1)	421-06-7
ジブロモフルオロエタン(HBFC-141B2)	358-97-4
ブロモジフルオロエタン(HBFC-142B1)	420-47-3
ブロモフルオロエタン(HBFC-151B1)	762-49-2
ヘキサブロモフルオロプロパン(HBFC-221B6)	-
ペンタブロモジフルオロプロパン(HBFC-222B5)	-
テトラブロモトリフルオロプロパン(HBFC-223B4)	-
トリブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-224B3)	-
ジブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-225B2)	431-78-7
ブロモヘキサフルオロプロパン(HBFC-226B1)	2252-78-0
ペンタブロモフルオロプロパン(HBFC-231B5)	-
テトラブロモジフルオロプロパン(HBFC-232B4)	-
トリブロモトリフルオロプロパン(HBFC-233B3)	-
ジブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-234B2)	-
ブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-235B1)	460-88-8
テトラブロモフルオロプロパン(HBFC-241B4)	-
トリブロモジフルオロプロパン(HBFC-242B3)	70192-80-2
ジブロモトリフルオロプロパン(HBFC-243B2)	431-21-0
ブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-244B1)	679-84-5
トリブロモフルオロプロパン(HBFC-251B3)	75372-14-4
ジブロモジフルオロプロパン(HBFC-252B2)	460-25-3
ブロモトリフルオロプロパン(HBFC-253B1)	421-46-5
ジブロモフルオロプロパン(HBFC-261B2)	51584-26-0
ブロモジフルオロプロパン(HBFC-262B1)	-
ブロモフルオロプロパン(HBFC-271B1)	1871-72-3
ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)	75-43-4
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)	75-45-6
クロロフルオロメタン(HCFC-31)	593-70-4
テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121) 1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-121) 1,1,1,2-テトラクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-121a)	134237-32-4 354-14-3 354-11-0
トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122) 1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-122) 1,1,2-トリクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-122a) 1,1,1-トリクロロ-2,2-ジフルオロエタン(HCFC-122b)	41834-16-6 354-21-2 354-15-4 354-12-1
ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123) ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123) 1,1-ジクロロ-2,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-123) 1,2-ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン(HCFC-123a) 1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-123b)	34077-87-7 306-83-2 354-23-4 90454-18-5 812-04-4
クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124) 1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124a)	63938-10-3 2837-89-0 354-25-6
トリクロロフルオロエタン(HCFC-131) 1,1,2-トリクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-131) 1,1,2-トリクロロ-1-フルオロエタン(HCFC131a) 1,1,1-トリクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-131b)	27154-33-2; (134237-34-6) 359-28-4 811-95-0 2366-36-1

含有禁止物質一覧(例示)

オゾン層破壊物質/異性体* (続き)	CAS No.
ジクロロジフルオロエタン (HCFC-132) 1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン (HCFC-132) 1,1-ジクロロ-2,2-ジフルオロエタン (HCFC-132a) 1,2-ジクロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-132b) 1,1-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン (HCFC-132c)	25915-78-0 431-06-1 471-43-2 1649-08-7 1842-05-3
クロロトリフルオロエタン (HCFC-133) 1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン (HCFC-133) 2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-133a) 1-クロロ-1,1,2-トリフルオロエタン (HCFC-133b)	1330-45-6 431-07-2 1330-45-6 75-88-7 421-04-5
ジクロロフルオロエタン (HCFC-141) 1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141) 1,1-ジクロロ-2-フルオロエタン (HCFC-141a) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)	1717-00-6 (25167-88-8) 430-57-9 430-53-5 1717-00-6
クロロジフルオロエタン (HCFC-142) 2-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b) 1-クロロ-1,2-ジフルオロエタン (HCFC-142a)	25497-29-4 338-65-8 75-68-3 338-64-7
クロロフルオロエタン (HCFC-151) 1-クロロ-2-フルオロエタン (HCFC-151) 1-クロロ-1-フルオロエタン (HCFC-151a)	110587-14-9 762-50-5 1615-75-4
ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC-221) 1,1,1,2,2,3-ヘキサクロロ-3-フルオロプロパン (HCFC-221ab)	134237-35-7 29470-94-8 422-26-4
ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC-222) 1,1,1,3,3-ペンタクロロ-2,2-ジフルオロプロパン (HCFC-222ca) 1,2,2,3,3-ペンタクロロ-1,1-ジフルオロプロパン (HCFC-222aa)	134237-36-8 422-49-1 422-30-0
テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC-223) 1,1,3,3-テトラクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン (HCFC-223ca) 1,1,1,3-テトラクロロ-2,2,3-トリフルオロプロパン (HCFC-223cb)	134237-37-9 422-52-6 422-50-4
トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-224) 1,3,3-トリクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン (HCFC-224ca) 1,1,3-トリクロロ-1,2,2,3-テトラフルオロプロパン (HCFC-224cb) 1,1,1-トリクロロ-2,2,3,3-テトラフルオロプロパン (HCFC-224cc)	134237-38-0 422-54-8 422-53-7 422-51-7
ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225) 2,2-ジクロロ-1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225aa) 2,3-ジクロロ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ba) 1,2-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225bb) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb) 1,1-ジクロロ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cc) 1,2-ジクロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225da) 1,3-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ea) 1,1-ジクロロ-1,2,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225eb)	127564-92-5 128903-21-9 422-48-0 422-44-6 422-56-0 507-55-1 13474-88-9 431-86-7 136013-79-1 111512-56-2
クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC-226) 2-クロロ-1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HCFC-226da)	134308-72-8 431-87-8
ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231) 1,1,1,2,3-ペンタクロロ-2-フルオロプロパン (HCFC-231bb)	134190-48-0 421-94-3
テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232) 1,1,1,3-テトラクロロ-3,3-ジフルオロプロパン (HCFC-232fc)	134237-39-1 460-89-9
トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233) 1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン (HCFC-233fb)	134237-40-4 7125-83-9
ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234) 1,2-ジクロロ-1,2,3,3-テトラフルオロプロパン (HCFC-234db)	127564-83-4 425-94-5
クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235) 1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-235fa)	134237-41-5 460-92-4
テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241) 1,1,2,3-テトラクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-241db)	134190-49-1 666-27-3
トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242) 1,3,3-トリクロロ-1,1-ジフルオロプロパン (HCFC-242fa)	134237-42-6 460-63-9

含有禁止物質一覧(例示)

オゾン層破壊物質/異性体* (続き)	CAS No.
ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243) 1,1-ジクロロ1,2,2-トリフルオロプロパン (HCFC-243cc) 2,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン (HCFC-243db) 3,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン (HCFC-243fa)	134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5
クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244) 3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン (HCFC-244ca) 1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン (HCFC-244cc)	134190-50-4 679-85-6 421-75-0
トリクロロフルオロプロパン (HCFC-251) 1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-251fb) 1,1,2-トリクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-251dc)	134190-51-5 818-99-5 421-41-0
ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252) 1,3-ジクロロ-1,1-ジフルオロプロパン (HCFC-252fb)	134190-52-6 819-00-1
クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253) 3-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン (HCFC-253fb)	134237-44-8 460-35-5
ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261) 1,1-ジクロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-235fb) 1,2-ジクロロ-2-フルオロプロパン (HCFC-235ba)	134237-45-9 7799-56-6 420-97-3
クロロジフルオロプロパン (HCFC-262) 1-クロロ-2,2-ジフルオロプロパン (HCFC-262ca) 2-クロロ-1,3-ジフルオロプロパン (HCFC-262da) 1-クロロ-1,1-ジフルオロプロパン (HCFC-262fc)	134190-53-7 420-99-5 102738-79-4 421-02-3
クロロフルオロプロパン (HCFC-271) 2-クロロ-2-フルオロプロパン (HCFC-271ba) 1-クロロ-1-フルオロプロパン (HCFC-271fb)	134190-54-8 420-44-0 430-55-7

*注：これらの物質はここに列挙されていない異性体を含む可能性があります。

CAS No. の付いた異性体は、入手可能となったときに加えられています。

規制内容の詳細はP.16参照：期日を指定するまで納入可

過塩素酸塩	CAS No.
過塩素酸リチウム	7791-03-9
過塩素酸アンモニウム	7790-98-9
二過塩素酸バリウム	13465-95-7
二過塩素酸鉛	13637-76-8
二過塩素酸マグネシウム	10034-81-8
過塩素酸第一コバルト	13455-31-7
過塩素酸第二水銀	7616-83-3
ビス過塩素酸ニッケル(II)・6水和物	13520-61-1
過塩素酸ニッケル	13637-71-3
過塩素酸カリウム	7778-74-7
過塩素酸ナトリウム	7601-89-0
三過塩素酸タリウム(III)	15596-83-5
過塩素酸ナトリウム一水和物	7791-07-3
その他の過塩素酸塩	-

規制内容の詳細はP.17参照

PFOS/PFOS類縁化合物 (PFOSF含む)*	CAS No.	EC No.
パーフルオロオクタンスルホン酸塩- (PFOS) C8F17SO2X, Xは OR, NR または他の誘導品	1763-23-1 e. g.	217-179-8
ペルフルオロオクタン-1-スルホニル=フルオリド- (PFOSF)	307-35-7	206-200-6
1, 1-ジクロロエテン、ドデカン-1-イル=メタクリレート及び2-[N-メチルペルフルオロアルカン (C=4~8) スルホンアミド] エチル=アクリレートの重合体	306975-62-2	-
N-エチル-N-(ヘプタデカフルオロオクチルスルホニル)グリシンカリウム	2991-51-7	221-062-7

*注：これらの物質はここに列挙されていない異性体を含む可能性があります。

規制内容の詳細はP.17参照

パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びそのエステル	CAS No.
ペルフルオロオクタン酸 [PFOA]	335-67-1
ペルフルオロオクタン酸のアンモニウム塩	3825-26-1
ペルフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5

含有禁止物質一覧(例示)

パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 、その塩及びそのエステル (続き)	CAS No.
ペルフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8
ペルフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3
ペルフルオロオクタン酸フルオリド	335-66-0
ペルフルオロオクタン酸メチル	376-27-2
ペルフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5

規制内容の詳細はP.17参照

-	CAS No.	EC No.
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320) 9	3846-71-7	223-346-6

規制内容の詳細はP.17参照：期日を指定するまで納入可

-	CAS No.	EC No.
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) 9	25973-55-1	247-384-8

規制内容の詳細はP.18参照

特定フタル酸エステル類	CAS No.	EC No.
フタル酸ビス(2エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	204-211-0
フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	201-557-4
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	201-622-7
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	201-553-2

規制内容の詳細はP.18参照：期日を指定するまで納入可

フタル酸エステル類(DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く)	CAS No.	EC No.
フタル酸ジイソノニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	249-079-5 271-090-9
フタル酸ジイソデシル (DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	247-977-1 271-091-4
フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	117-84-0	204-214-7
フタル酸ジヘキシル (DNHP)	84-75-3	-
炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル (DIHP)	71888-89-6	276-158-1
炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル (DHNUP)	68515-42-4	271-084-6
フタル酸ビス(2-メトキシエチル) (DMEP)	117-82-8	204-212-6
フタル酸ジイソペンチル (DIPP)	605-50-5	210-088-4
分岐及び直鎖のフタル酸ジペンチル	84777-06-0	284-032-2
フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル	776297-69-9	-
フタル酸ジペンチル (DPP)	131-18-0	205-017-9
分岐及び直鎖のフタル酸ジヘキシル 9	68515-50-4	271-093-5

規制内容の詳細はP.19参照

ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	CAS No.
ポリ臭化ビフェニル類;	59536-65-1
ファイアーマスターFF-1(FiremasterFF-1)	67774-32-7
ジブロモビフェニル	92-86-4
2-ブロモビフェニル	2052-07-5
3-ブロモビフェニル	2113-57-7
4-ブロモビフェニル	92-66-0
トリブロモビフェニル	59080-34-1
ヘキサブロモビフェニル 9	36355-01-8
ヘキサブロモビフェニル ; 2,2',4,4',5,6'-ヘキサブロモビフェニル	36402-15-0
ヘキサブロモビフェニル ; 2,2',3,3',5,5'-ヘキサブロモビフェニル	55066-76-7
ヘキサブロモビフェニル ; 2,2',4,4',5,5'-ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9
ヘキサブロモビフェニル ; 2,2',4,4',6,6'-ヘキサブロモビフェニル	59261-08-4
ヘキサブロモビフェニル ; 3,3',4,4',5,5'-ヘキサブロモビフェニル	60044-26-0
ヘキサブロモビフェニル ; 2,2',3,4,4',5'-ヘキサブロモビフェニル	67888-98-6
ヘキサブロモビフェニル ; 2,3',4,4',5,5'-ヘキサブロモビフェニル	67888-99-7
ヘキサブロモビフェニル ; 2,2',3,4',5',6'-ヘキサブロモビフェニル	69278-59-7

含有禁止物質一覧(例示)

ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類) (続き)	CAS No.
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 3, 3', 4, 4', 5-ヘキサブロモビフェニル	77607-09-1
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 4, 4', 5-ヘキサブロモビフェニル	81381-52-4
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 3', 4, 4'-ヘキサブロモビフェニル	82865-89-2
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 3', 4, 5'-ヘキサブロモビフェニル	82865-90-5
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 3, 3', 4', 5', 6-ヘキサブロモビフェニル	82865-91-6
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 3, 3', 4, 4', 5'-ヘキサブロモビフェニル	84303-47-9
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 3', 4, 4', 5', 6-ヘキサブロモビフェニル	84303-48-0
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 4', 6, 6'-ヘキサブロモビフェニル	93261-83-7
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 3', 4, 6'-ヘキサブロモビフェニル	119264-50-5
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 3', 5, 6'-ヘキサブロモビフェニル	119264-51-6
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 4, 5', 6-ヘキサブロモビフェニル	119264-52-7
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 5, 5', 6-ヘキサブロモビフェニル	119264-53-8
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 2', 3, 4, 5, 5'-ヘキサブロモビフェニル	120991-47-1
ヘキサブロモビフェニル ; 2, 3, 3', 4, 5, 5'-ヘキサブロモビフェニル	120991-48-2
テトラブロモビフェニル	40088-45-7
ペンタブロモビフェニル	56307-79-0
ヘプタブロモビフェニル	35194-78-6
オクタブロモビフェニル	61288-13-9
ノナブロモ-1, 1'-ビフェニル	27753-52-2
デカブロモビフェニル	13654-09-6

規制内容の詳細はP. 19参照

ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	CAS No.
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5
ブロモジフェニルエーテル	101-55-3
ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7
トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0
テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9 5436-43-1 93703-48-1 103173-66-6
ペンタブロモジフェニルエーテル (注：市販のPeBDPOは、種々の臭素化ジフェニルオキシドを含む複雑な反応混合物である)	32534-81-9 (商用銘柄のPeBDPO に使用されるCASNo.) 60348-60-9 189084-65-9
ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0 31153-30-7 35854-94-5 68631-49-2 116995-33-6 207122-15-4
ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3 116995-32-5 117948-63-7 207122-16-5 446255-22-7
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1

規制内容の詳細はP. 19参照

ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および特定代替品	CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン- (Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン- (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン- (DBBT)	99688-47-8

含有禁止物質一覧(例示)

規制内容の詳細はP. 19参照

ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	CAS No.
ポリ塩化ターフェニル (PCT) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8

規制内容の詳細はP. 19参照

ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子 1 個以上)	9	CAS No.	EC No.
ポリ塩化ナフタレン		70776-03-3	274-864-4
1,2-ジクロロナフタレン		2050-69-3	218-097-5
1,3-ジクロロナフタレン		2198-75-6	218-603-4
1,4-ジクロロナフタレン		1825-31-6	217-365-9
1,5-ジクロロナフタレン		1825-30-5	217-364-3
1,6-ジクロロナフタレン		2050-72-8	218-098-0
1,7-ジクロロナフタレン		2050-73-9	218-099-6
1,8-ジクロロナフタレン		2050-74-0	218-101-5
2,3-ジクロロナフタレン		2050-75-1	218-102-0
2,6-ジクロロナフタレン		2065-70-5	-
2,7-ジクロロナフタレン		2198-77-8	218-605-5
ジクロロナフタレン		28699-88-9	249-165-2
トリクロロナフタレン		1321-65-9	215-321-3
テトラクロロナフタレン		1335-88-2	215-642-9
ペンタクロロナフタレン		1321-64-8	215-320-8
オクタクロロナフタレン		2234-13-1	218-778-7
その他のポリ塩化ナフタレン		-	-

規制内容の詳細はP. 20参照

ポリ塩化ビニル(PVC)とPVCコポリマーおよびそれらの混合物	CAS No.
ポリ塩化ビニル(PVC)	9002-86-2
その他のポリ塩化ビニル	-

規制内容の詳細はP. 20参照

放射性物質	CAS No.
ウラン-238	7440-61-1
ラドン	10043-92-2
アメリカシウム-241	14596-10-2
トリウム-232	7440-29-1
セシウム-137	10045-97-3
ストロンチウム-90	10098-97-2
その他の放射性物質	-

規制内容の詳細はP. 20参照：期日指定するまで納入可

-	CAS No.
アルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維	-
ジルコニアアルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維	-

規制内容の詳細はP. 21参照

短鎖型塩化パラフィン(C10-13)*	CAS No.	EC No.
クロロアルカン C10-13	85535-84-8	287-476-5
クロロアルカン C10-12	108171-26-2	-
クロロアルカン C12-13	71011-12-6	-
クロロアルカン	61788-76-9	-
その他の短鎖型塩化パラフィン	-	-

*注：カーボンの長さが10~13 原子の短鎖型塩化パラフィンのみを対象とします。

規制内容の詳細はP. 21参照：期日を指定するまで納入可

-	CAS No.	EC No.
4- (1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル) フェノール	140-66-9	205-426-2

規制内容の詳細はP. 21参照

特定有機スズ化合物(3置換有機スズ化合物(TBTO、TBT、TPT類を含む))	CAS No.
トリフェニルスズ	668-34-8
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9 24291-45-0
トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4 7304-48-5
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブプロモスクシナート	31732-71-5 56323-17-2
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0
アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、 及びトリブチルスズ=メタクリラートの共重合物(アルキル;C=8)	67772-01-4
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9 7342-38-3
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート 及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ナフテン酸)の混合物	85409-17-2
トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート 及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ロジンソルト)の混合物	26239-64-5
ビス(トリ-n-ブチルスズ)=オキシド(TBTO)	56-35-9
臭化トリメチルスズ	1066-44-0
塩化トリメチルスズ	1066-45-1
トリブチルスズメトキシaid	1067-52-3
水酸化トリブチルスズ	1067-97-6
アジ化トリメチルスズ	1118-03-2
酢酸トリメチルスズ	1118-14-5
トリブチル[(メチルスルホニル)オキシ]スタンナン (アクリロイルオキシ)トリブチルスズ	13302-06-2 13331-52-7
臭化トリ-n-ブチルスズ	1461-23-0
トリエチルフェノキシスタンナン	1529-30-2
酢酸トリエチルスズ	1907-13-7
ジメチルジチオカルバミン酸トリブチルスズ(I V)	20369-63-5
シアン化トリブチルスズ	2179-92-2
トリプロピルスズクロライド	2279-76-7
トリブチルスズリノール酸塩; メチレンブタン二酸ビス(トリブチルスズ)	24124-25-2 25711-26-6
トリブチル[(1-オキソ-3-フェニル-2-プロペニル)オキシ]スタンナン	27147-18-8
プロモトリプロピルスズスタンナン	2767-61-5
トリエチルすず(I V)ヨージド	2943-86-4
トリブチル	3090-35-5
アセトキシトリプロピルスズスタンナン	3267-78-5
トリブチル[(4-クロロブチル)オキシ]スタンナン	33550-22-0
トリブチル(4-ニトロフェノキシ)スタンナン	3644-32-4
([1,1'-ビフェニル]-2-イルオキシ)トリブチルスズスタンナン	3644-37-9
ナフテン酸トリブチルスズ	36631-23-9
(ノナノイルオキシ)トリブチルスズスタンナン	4027-14-9

含有禁止物質一覧(例示)

特定有機スズ化合物(3置換有機スズ化合物(TBTO、TBT、TPT類を含む)) (続き)	CAS No.
シアナトトリブチルスタナン	4027-17-2
4-オキソ-4-[(トリブチルスタニル)オキシ]-2-ブテン酸	4027-18-3
メタクリル酸トリプロピルスズ	4154-35-2
o-ヒドロキシ安息香酸トリブチルスズ	4342-30-7
トリブチルスズベンゾエート	4342-36-3
トリメチル(チオシアナト)スタナン	4638-25-9
2-エチルヘキサノールトリブチルスズ	5035-67-6
こはく酸1-イソプロピル4-(トリブチルスタニル)	53404-82-3
プロピレングリコールトリブチルスズマレイン酸塩	53466-85-6
トリメチルヒドロキシスタナン	56-24-6
トリブチルスズ	56573-85-4
[(1-オキソドデシル)オキシ]トリプロピルスタナン	57808-37-4
クロロ酢酸トリブチルスズ	5847-52-9
硫酸トリメチルスタニニ	63869-87-4
トリブチルイソシアナトスタナン	681-99-2
トリブチルスズヒドリド	688-73-3
トリブチル(ウンデカノイルオキシ)スタナン	69226-47-7
ヨードトリプロピルスタナン	7342-45-2
トリブチルスズヨージド;	7342-47-4
トリブチル[(ヨードアセチル)オキシ]スタナン	73927-91-0
[(ヨードアセチル)オキシ]トリプロピルスタナン	73927-92-1
トリブチル[(2-ヨードベンジル)オキシ]スタナン	73927-93-2
トリブチル[(3-ヨードプロピオン)オキシ]スタナン	73927-95-4
トリブチル[[[(2,2,3,3-テトラメチルブチル)チオ]アセチル]オキシ]スタナン	73927-97-6
トリブチル[(4-ヨードベンジル)オキシ]スタナン	73940-88-2
トリブチル[[2-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)プロピオン]オキシ]スタナン	73940-89-3
1,3,5-トリス(トリブチルスタニル) - 1,3,5-トリアジン - 2,4,6(1H,3H,5H) - トリオン	752-58-9
トリメチルスズ(IV)ヨージド	811-73-4
トリフェニルスズ	892-20-6
ヨードトリフェニルスタナン	894-09-7
塩化トリエチルスズ	994-31-0
トリエトキシヒドロキシルスズ	994-32-1
その他の三置換有機スズ化合物	-

規制内容の詳細はP. 21参照

リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) 及び特定塩素系化合物	CAS No.
リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	13674-84-5
リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	13674-87-8

規制内容の詳細はP. 21参照：期日を指定するまで納入可

-	CAS No.
リン酸トリキシリル (TXP)	25155-23-1

規制内容の詳細はP. 22参照：期日を指定するまで納入可

-	CAS No.
エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	110-71-4

規制内容の詳細はP. 22参照

-	CAS No.
N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)	68921-45-9

規制内容の詳細はP. 22参照：期日を指定するまで納入可

-	CAS No.
10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチルヘキシル	15571-58-1

規制内容の詳細はP. 22参照：期日を指定するまで納入可

	CAS No.
10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質)	-

規制内容の詳細はP. 22参照

ダイオキシン類とダイオキシン様化合物	CAS No.
ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)	e. g.
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)	e. g.
コプラナーポリ塩化ビフェニル	e. g.

規制内容の詳細はP. 22参照

シアン化合物 (毒物及び劇物取締法で定義される「毒物」に該当する無機シアン化合物)	CAS No.
シアン化バリウム	542-62-1
シアン化白金バリウム	562-81-2
臭化シアン	506-68-3
シアン化カルシウム	592-01-8
シアン化第一銅 [別名:青化第一銅]	544-92-3
シアン化第二銅 [別名:青化第二銅]	14763-77-0
シアン化銅	4367-08-2
シアン化水素 [別名:シアン化水素酸]	74-90-8
シアン化鉛	592-05-2
シアン化第二水銀	592-04-1
シアン化ニッケル	557-19-7
シアン化カリウム	151-50-8
シアン化金カリウム [別名:シアン化第一金カリウム]	13967-50-5
シアン化コバルトカリウム	13963-58-1
シアン化銅カリウム	13682-73-0
テトラシアノ水銀(II)酸カリウム	591-89-9
シアン化ニッケルカリウム	39049-81-5
シアン化銀	506-64-9
シアン化ソーダ [別名:青化ナトリウム]	143-33-9
シアン化銅ソーダ [別名:青化銅ナトリウム]	14264-31-4
シアン化亜鉛 [別名:青化亜鉛]	557-21-1
その他のシアン化合物	-

規制内容の詳細はP. 23参照

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質	CAS No.
ヘキサクロロベンゼン	118-74-1
アルドリン	309-00-2
ディルドリン	60-57-1
エンドリン	72-20-8
DDT	50-29-3
クロルデン類	e. g.
N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、	27417-40-9
N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン	28726-30-9
又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	70290-05-0
2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	732-26-3
トキサフェン	8001-35-2
マイレックス	2385-85-5
ジコホル	115-32-2
ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン (HBCD)	87-68-3
ペンタクロロベンゼン	608-93-5
ヘキサクロロシクロヘキサン (α、β、γ 異性体のみ)	-
α-ヘキサクロロシクロヘキサン- (α-HCH)	319-84-6
β-ヘキサクロロシクロヘキサン- (β-HCH)	319-85-7
γ-ヘキサクロロシクロヘキサン- (γ-HCH又はリンデン)	58-89-9
クロルデコン	143-50-0
エンドスルファン	115-29-7

含有禁止物質一覧(例示)

規制内容の詳細はP.23参照：指定期日まで納入可

ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類	CAS No.
ペンタクロロフェノール	87-86-5
ペンタクロロフェノールナトリウム	131-52-2
ペンタクロロフェノールナトリウム(一水和物)	27735-64-4
ペンタクロロフェノールラウレート	3772-94-9

規制内容の詳細はP.24参照

労働安全衛生法(55条) 製造等が禁止される有害物等	CAS No.
ベンジジン及びその塩	e. g. 92-87-5
4-アミノジフェニル及びその塩	e. g. 92-67-1
4-ニトロジフェニル及びその塩	e. g. 92-93-3
ビス(クロロメチル) エーテル	542-88-1
ペーターナフチルアミン及びその塩	e. g. 91-59-8
ベンゼン及びベンゼンを含有するゴムのり	e. g. 71-43-2
黄りんマッチ	—

規制内容の詳細はP.24参照

毒物及び劇物取締法 特定毒物	CAS No.
オクタメチルピロホスホルアミド (シュラーダン)	152-16-9
四アルキル鉛	e. g.
四メチル鉛	75-74-1
四エチル鉛	78-00-2
ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (パラチオン)	56-38-2
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (メチルジメトン)	8022-00-2
ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト	13171-21-6
ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (メチルパラチオン)	298-00-0
テトラエチルピロホスフェイト	107-49-3
モノフルオール酢酸の塩類	e. g. 144-49-0
モノフルオール酢酸アミド	640-19-7
燐化アルミニウム	20859-73-8

含有禁止物質一覧(例示)

(表6-1) 包装材への含有禁止物質一覧(例示物質)

※p. 27(表4)記載の包装材にだけ適用される含有禁止物質一覧。規制内容の詳細はp. 25(表3)を参照。

詳細はP. 26参照

ヒ素およびヒ素化合物	CAS No.
ヒ素	7440-38-2
Chromated copper arsenate (CCA)	37337-13-6
ヒ酸トリエチル	15606-95-8
その他のヒ素化合物	e. g.

詳細はP. 26参照：期日指定するまで納入可

-	CAS No.
臭化メチル	74-83-9

含有禁止物質と参照法規制(主なもの)

法規制の内容は変更される場合があります。詳細の確認をする場合はそれぞれの法規制の最新版をご参照ください。

(表7) 含有禁止物質と主な法令 回

No.	化学物質群	法規制等(主なもの)
1	アスベスト類	EU: REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII アメリカ: 有害物質規制法 (TSCA) 日本: 労働安全衛生法
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ化合物	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII
3	酸化ベリリウム (BeO)	EU: 2002/96/EC (WEEE 指令)、1999/45/EC DIGITALEUROPE/CECED/EERA: European Industry Agreement
4	[4- {ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名CIベイスチックバイオレット3)	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) の33条および7.2条 (SVHC)
5	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) の33条および7.2条 (SVHC)
6	ホウ酸および特定ホウ酸ナトリウム	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) の33条および7.2条 (SVHC)
7	臭素系化合物 (PBB 類, PBDE 類, HBCDD を除く)	アメリカ: JS709 (ローハロゲンの定義) 国際電気標準会議: IPC-4101
8	カドミウム/カドミウム化合物	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII EU: 2011/65/EU (RoHS指令) EU: 2013/56/EU (電池指令) 中国: 電気電子機器製品汚染制御管理弁法 デンマーク: NO. 1199 (カドミウム禁止令) 韓国: 電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律
9	塩素系化合物	アメリカ: JS709 (ローハロゲンの定義) 国際電気標準会議: IPC-4101
10	六価クロム化合物	EU: 2011/65/EU (RoHS指令) EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII 韓国: 電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律
11	塩化コバルト	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII
12	三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) の33条および7.2条 (SVHC)
13	ジブチルスズ化合物 (DBT)	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII
14	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA)	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) の33条および7.2条 (SVHC)
16	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) の33条および7.2条 (SVHC)
17	フマル酸ジメチル (DMF)	EU: 2009/251/EC (欧州委員会決定)
18	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII
19	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	EU: (EC) No. 842/2006
20	ホルムアルデヒド	アメリカ (カリフォルニア州): CARB 規則 (木材製品) オーストリア: BGB I 1990/194 § 2、12/2/1990 (織物製品)
21	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) および全ての主要ジアステレオ異性体	国連: スtockホルム条約 附属書 1A
22	鉛/鉛化合物	EU: 2011/65/EU (RoHS指令) EU: 2013/56/EU (電池指令) 中国: 電気電子機器製品汚染制御管理弁法 ブラジル: Resolution No. 401/2008 (電池規制) デンマーク: NO. 1012 (鉛禁止令) 韓国: 電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律
23	水銀/水銀化合物	EU: 2011/65/EU (RoHS指令) EU: 2013/56/EU (電池指令) 中国: 電気電子機器製品汚染制御管理弁法 中国: 電池製品水銀含有量の制限に関する規定 アメリカ (ルイジアナ州): 水銀リスク低減法 韓国: 電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律
24	ニッケル	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII

No.	化学物質群	法規制等(主なもの)
25	オゾン層破壊物質	国連:モントリオール議定書 EU:(EC) No. 2037/2000、(EC) No. 1005/2009 アメリカ:大気浄化法(Clean Air Act)
26	過塩素酸塩	アメリカ(カリフォルニア州):過塩素酸塩汚染防止法2003 (California- Perchlorate Contamination Prevention Act of 2003)
27	PFOS/PFOS類縁化合物(PFOSF含む)	国連:ストックホルム条約 附属書 1B EU:No. 757/2010(欧州委員会規則) 日本:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
28	パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びそのエステル	ノルウェー:Product Regulations
29	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	日本:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
30	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)
31	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	EU:2011/65/EU(RoHS指令) EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則) ANNEX XVII デンマーク:No. 1113
32	フタル酸エステル類(DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)
33	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則) ANNEX XVII EU:2011/65/EU(RoHS指令) 中国:電気電子機器製品汚染制御管理弁法 韓国:電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律
34	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則) ANNEX XVII EU:2011/65/EU(RoHS指令) 中国:電気電子機器製品汚染制御管理弁法 韓国:電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律
35	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および特定代替品	国連:ストックホルム条約 附属書 1A EU:(EC) No 850/2004 アメリカ:40CFR761 日本:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
36	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則) ANNEX XVII
37	ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子1個以上)	国連:ストックホルム条約 附属書 1B EU:(EC) No 850/2004 日本:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
38	ポリ塩化ビニル(PVC)とPVCコポリマーおよびそれらの混合物	アメリカ:JS709(ローハロゲン)の定義)
39	放射性物質	EU:96/29/Euratom 日本:核燃料物質および原子炉の規制に関する法律
40	アルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維 ジルコニアアルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)
41	短鎖型塩化パラフィン類(C10 - C13)	国連:ストックホルム条約 附属書 1B EU:(EC) No 850/2004 日本:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
42	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)
43	特定有機スズ化合物 (3置換有機スズ化合物(TBTO、TBT、TPTを含む))	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則) ANNEX XVII 日本:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
44	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)及び特定塩素系化合物	アメリカ(バーモント州):州法 No. 85 EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)
45	リン酸トリキシリル (TXP)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)
46	エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)
47	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)	カナダ:The prohibition of Certain Toxic Substance Regulations, 2012
48	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチルヘキシル(DOTE)	EU:(EC) No. 1907/2006(REACH 規則)の33条および7.2条(SVHC)

No.	化学物質群	法規制等(主なもの)
49	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質)	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) の33条および7.2条 (SVHC)
50	ダイオキシン類とダイオキシン様化合物	日本:ダイオキシン類対策特別措置法
51	シアン化合物 (毒物及び劇物取締法で定義される「毒物」に該当する無機シアン化合物)	日本:毒物及び劇物取締法
52	ヒ素およびヒ素化合物	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII
53	臭化メチル	国際連合食糧農業機関 (FAO) :国際貿易における木製梱包材料の規制ガイドライン (ISPM No. 15)
54	ヒ酸トリエチル	EU: (EC) No. 1907/2006 (REACH 規則) ANNEX XVII
55	ハロゲン系化合物/ハロゲン系樹脂	—
56 ~71	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質	日本:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
72	ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類	国連:ストックホルム条約 附属書 1A
73 ~79	労働安全衛生法 製造等が禁止される有害物等	日本:労働安全衛生法
80 ~89	毒物及び劇物取締法 特定毒物	日本:毒物及び劇物取締法

4.2. 情報伝達物質

意図的な使用を制限するものではないが、含有の有無、および含有量を把握することが必要な物質。また、含有禁止物質と重複するものについては「(表2)含有禁止物質群の名称及び対象とその納入禁止時期」の内容を遵守したうえで、情報伝達も行うこととする。

情報伝達物質は、(表8)に示す法規制、業界標準に記載された物質を対象とする。

対象となる物質について、次の条件の何れかに該当する場合、含有情報を伝達するものとする。

- ・意図的使用がある場合。
- ・サプライヤから含有情報を提供された場合。
- ・何らかの方法で対象物質の含有を確認した場合。

部品(材料)の納入者が輸送又は、保護に用いる包装材は、法的対応等に必要となる場合を除き情報伝達の対象としない。

情報伝達にはJAMPが定めたAISもしくはMSDSplusフォーマットを用いること。

○JAMP のツール及び参考資料の入手・・・

<http://www.jamp-info.com/>

以下のツール及び資料は、JAMPのホームページよりダウンロードしてご使用願います。

- ・AISのツール及び資料
- ・MSDSのツール及び資料
- ・JAMP管理対象物質リスト

注意：JAMP資料の無断での複製、転載等は著作権法上の例外を除き、禁じられています。
上記文書に記載されている文章、図表等を複写される場合は発行者の許諾を得てください。

(表8) 情報伝達物質の法規制・業界標準

対象となる法規制・業界標準一覧
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [第一種特定化学物質]
労働安全衛生法 [製造等が禁止される有害物等]
毒物及び劇物取締法 [特定毒物]
EU 2011/65/EU (改正RoHS指令) 対象物質
EU 2000/53/EC (ELV指令) 対象物質
EU CLP規則 Annex VI Table 3.1 及びTable 3.2 の発がん性・生殖毒性・変異原性物質 <カテゴリー1、2>
EU REACH規則 Annex XVII 制限対象物質
EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)
EU 850/2004/EC (EUのPOPsに係る規則) 対象物質
ESIS PBT のうち、Fulfilling部分
GADSL 対象物質
IEC62474 対象物質

注意

本物質リストは、業界基準を基に作成したものです。この内容が業界基準どおりであることを保証するものではありません。

 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律〔第一種特定化学物質〕

対象物質群名称（2014. 3. 19の公布改正指令まで収録）
ポリ塩化ビフェニル
ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る。）
ヘキサクロロベンゼン
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名DDT）
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル）
ビス（トリブチルスズ）=オキシド
N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール
ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン（別名トキサフェン）
ドデカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 (2, 6) . 0 (3, 9) . 0 (4, 8)] デカン（別名マイレックス）
2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）
ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名PFOSF）
ペンタクロロベンゼン
r-1・c-2・t-3・c-4・t-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン）
r-1・t-2・c-3・t-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン）
r-1・c-2・t-3・c-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン）
デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8} . 0] デカン-5-オン（別名クロルデコン）
ヘキサブロモビフェニル
テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）
ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）
ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）
ヘキサブロモシクロドデカン
6・7・8・9・10・10-ヘキサクロロ-1・5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名エンドスルファンまたはベンゾエピン）

*注意：本管理対象物質リストは、関係法令を基に作成したものです。この内容が法令どおりであることを保証するものではありません。

労働安全衛生法 [製造等が禁止される有害物等]

対象物質群名称 (2007. 9. 7公布改正施行令まで収録)
黄りんマッチ
ベンジジン及びその塩
4-アミノジフェニル及びその塩
石綿
4-ニトロジフェニル及びその塩
ビス (クロロメチル) エーテル
ペーターナフチルアミン及びその塩
ベンゼン、およびベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤 (希釈剤を含む。) の5パーセントを超えるもの

毒物及び劇物取締法 [特定毒物]

対象物質群名称 (2007. 8. 15公布改正指定令まで収録)
オクタメチルピロホスホルアミド
四アルキル鉛
ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
ジメチルー (ジエチルアミド-1-クロロクロトニル) -ホスフェイト
ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
テトラエチルピロホスフェイト
モノフルオール酢酸の塩類
モノフルオール酢酸アミド
燐化アルミニウム

2011/65/EU (改正RoHS指令) 対象物質

対象物質群名称
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
鉛及びその化合物
水銀及びその化合物
ポリプロモビフェニル (PBB) 類
ポリプロモジフェニルエーテル (PBDE) 類
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)
フタル酸ジブチル (DBP)
フタル酸ブチルベンジル (BBP)
フタル酸ジイソブチル (DIBP)

注記：当該法律では、物質群を規制対象にしております。MSDSplus作成時には、使用物質の元素、構造等 から当該物質群に該当するか否かをご確認ください。

2000/53/EC (ELV指令) 対象物質

対象物質群名称
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
鉛及びその化合物
水銀及びその化合物

注記：当該法律では、物質群を規制対象にしております。MSDSplus作成時には、使用物質の元素、構造等 から当該物質群に該当するか否かをご確認ください。

□ EU CLP規則 Annex VI Table 3.1及びTable 3.2 の発がん性・生殖毒性・変異原性物質
<カテゴリー1、2>

CLP規則のAnnex VI Table 3.1およびTable 3.2に記載された物質のうち、C(発がん性)、M(変異原性)、R(生殖毒)のカテゴリーが下記に該当する物質が対象となります。

- Table 3.1についてはCMRカテゴリーのいずれかが1Aおよび1B
- Table 3.2についてはCMRカテゴリーのいずれかが1および2

注1 : Table 3.1のカテゴリー1AはTable 3.2のカテゴリー1に、Table 3.1のカテゴリー1BはTable 3.2のカテゴリー2にそれぞれ原則的に相当します。

注2 : CMRのカテゴリー等については、適用条件がある場合がありますので詳細はCLP規則原本をご参照ください。

引用元は、2015年10月1日現在の下記の法規です。

- (1) CLP-Regulation (EC) No. 1272/2008
- (2) 1st Adaptation to Technical Progress (ATP) to the CLP Regulation (790/2009/EC)
- (3) 2nd Adaptation to Technical Progress (ATP) to the CLP Regulation (286/2011/EC)
- (4) 3rd Adaptation to Technical Progress (ATP) to the CLP Regulation (618/2012/EU)
- (5) 4th Adaptation to Technical Progress (ATP) to the CLP Regulation (487/2013/EU)
- (6) Commission Regulation 758/2013/EU
- (7) 5th Adaptation to Technical Progress (ATP) to the CLP Regulation (944/2013/EU)
- ☐ (8) 6th Adaptation to Technical Progress (ATP) to the CLP Regulation (605/2014/EU)

(1)から(5)、(7)、(8)については下記URLをご参照ください。

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/chemicals/documents/classification/index_en.htm

(6)については下記URLをご参照ください。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:216:0001:0058:EN:PDF>

注意：

本リストは、関係法令を基に作成したものです。この内容が法令どおりであることを保証するものではありません。利用する際には、適宜、関係法令の下記原文をご確認ください。

□ EU REACH規則 Annex XVII 制限対象物質

法令原文は、下記の欧州法のアクセスサイトよりダウンロード出来ます。

- (EC)No. 1907/2006 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:396:0001:0849:EN:PDF>
OJL 136, <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:136:0003:0280:EN:PDF>
- (EC) No. 552/2009 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:164:0007:0031:EN:PDF>
- (EC) No. 276/2010 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:086:0007:0012:EN:PDF>
- (EC) No. 207/2011 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:058:0027:0028:EN:PDF>
- (EU) No. 366/2011 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:101:0012:0013:EN:PDF>
- (EU) No. 494/2011 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:134:0002:0005:EN:PDF>
- (EU) No. 109/2012 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:037:0001:0049:EN:PDF>
- (EU) No. 412/2012 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:128:0001:0003:EN:PDF>
- (EU) No. 835/2012 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:252:0001:0003:EN:PDF>
- (EU) No. 836/2012 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:252:0004:0006:EN:PDF>
- (EU) No. 847/2012 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:253:0001:0004:EN:PDF>
- (EU) No. 848/2012 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:253:0005:0007:EN:PDF>
- (EU) No. 126/2013 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:043:0024:0027:EN:PDF>
- (EU) No. 1272/2013 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:328:0069:0071:EN:PDF>
- ☐ (EU) No 301/2014 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0301&rid=1>
- ☐ (EU) No 317/2014 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0317&rid=1>
- ☐ (EU) No 474/2014 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2014:136:FULL&from=EN>
- ☐ (EU) 2015/326 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R0326&rid=5>
- ☐ (EU) 2015/628 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R0628&rid=1>

(COMMISSION REGULATION (EC)No552/2009 ~ COMMISSION REGULATION (EU) 2015/628 まで収録)

No.	当該規制に記載される表現及び名称	CAS No.
1	モノおよびジ塩素化ビフェニル類を除くポリ塩素化ビフェニル類 (PCB) ポリ塩素化ターフェニル類 (PCT) PCBまたはPCTを含有量が0.005質量%を超える調剤で、廃油を含む	-
2	クロロ-1-エチレン (塩化ビニルモノマー)	75-01-4
3	委員会指令67/548/EECと指令1999/45/EECにおける定義に従って危険なものとみなされる液状の物質または調剤。	-
4	トリス(2,3-ジプロポプロピル)リン酸	126-72-7
5	ベンゼン	71-43-2
6	クロシドライト アモサイト アンソフィライトアスベスト アクチノライトアスベスト トレモライトアスベスト クリソタイル	12001-28-4 12172-73-5 77536-67-5 77536-66-4 77536-68-6 12001-29-5
7	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	545-55-1
8	ポリ臭素化ビフェニル類 (PBB)	59536-65-1
9	セッケンボクの粉末 (キラハ・サポナリア) およびサポニンを含むその誘導体類 ヘレボルス・ピリティスおよびヘレボルス・ニガラの根の粉末、およびペラトラム・アルバおよびペラトラム・ニグルムの根の粉末 ベンジジンおよび/またはその誘導体類 0-ニトロベンズアルデヒド 木粉	68990-67-0 92-87-5 552-89-6
10	硫化アンモニウム および硫化水素アンモニウム 多硫化アンモニウム	12135-76-1 12124-99-1 9080-17-5

No.	当該規制に記載される表現及び名称	CAS No.
11	揮発性のブromo酢酸エステル類： ブromo酢酸メチル ブromo酢酸エチル ブromo酢酸プロピル ブromo酢酸ブチル	96-32-2 105-36-2 35223-80-4 18991-98-5
12	2-ナフチルアミンおよびその塩類	91-59-8, e. g.
13	ベンジジンおよびその塩類	92-87-5, e. g.
14	4-ニトロビフェニル	92-93-3
15	4-アミノビフェニルおよびその塩類	92-67-1, e. g.
16	炭酸鉛類： 中性無水炭酸塩 PbCO ₃ ビス（炭酸）ニ水酸化三鉛 2PbCO ₃ -Pb(OH) ₂	598-63-0 1319-46-6
17	硫酸鉛類 PbSO ₄ (1 : 1) PbXS ₄	7446-14-2 15739-80-7
18	水銀化合物	e. g.
18a	水銀	7439-97-6
19	ヒ素化合物	e. g.
20	有機スズ化合物	e. g.
21	ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン (DBB) (C ₈ H ₁₉ B ₃ O ₃ Sn)	75113-37-0
22	ペンタクロロフェノールおよびその塩類とエステル類	87-86-5, e. g.
23	カドミウムおよびその化合物	7440-43-9, e. g.
24	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン 商品名：Ugilec141	76253-60-6
25	モノメチル-ジクロロジフェニルメタン 商品名Ugilec121、Ugilec21	-
26	モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン 商品名：DBBT	99688-47-8
27	ニッケルおよびその化合物 (注：原文は、CAS No 7440-0-20であるが、JAMPにて上記の様に修正)	7440-02-0, e. g.
28	規則(EC) No. 1272/2008 ANNEX VI Part3に記載されている発癌性(C)物質カテゴリ1A, 1Bとして分類されている物質 (Appendix1及び2参照) :	-
29	規則(EC) No. 1272/2008 ANNEX VI Part3に記載されている変異原性(M)物質カテゴリ1A, 1Bとして分類されている物質 (Appendix3及び4参照) :	-
30	規則(EC) No. 1272/2008 ANNEX VIのPart3に記載されている生殖毒(R)性物質カテゴリ1Aか1Bへ分類されている物質 (Appendix5及び6参照) :	-
31	次の物質の1つ以上を含有する物質及び調剤： クレオソート クレオソート油 留出物（コールタール）、ナフタリン油 クレオソート油、アセナフテン留分 留出物（コールタール）、高温留分 アントラセン油 タール酸、石炭系、粗 クレオソート、木質 タール油、アルカリ性、低温	8001-58-9 61789-28-4 84650-04-4 90640-84-9 65996-91-0 90640-80-5 65996-85-2 8021-39-4 122384-78-5
32	クロロホルム	67-66-3
33	欠番	-
34	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
35	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5
36	1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6
37	ペンタクロロエタン	76-01-7
38	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
39	欠番	-
40	指令 67/548/EEC の引火性基準を満たし、EU規則 No. 1272/2008 (CLP規則) Annex VI パート3への記載の有無を問わず「引火性」「易燃性」「極燃性」に分類される物質	-
41	ヘキサクロロエタン	67-72-1
42	欠番	-
43	アゾ色素及びアゾ染料	-
44	欠番	-

No.	当該規制に記載される表現及び名称	CAS No.
45	ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体C ₁₂ H ₂ Br ₈ O	e. g.
46	ノニルフェノール ノニルフェノールエトキシラート	25154-52-3 e. g.
47	6価クロム化合物	e. g.
48	トルエン	108-88-3
49	トリクロロベンゼン	120-82-1
50	多環芳香族炭化水素 (PAHs) : ベンゾ (a) ピレン (BaP) ベンゾ (e) ピレン (BeP) ベンゾ (a) アントラセン (BaA) クリセン (CHR) ベンゾ (b) フルオランテン (BbFA) ベンゾ (j) フルオランテン (BjFA) 7. ベンゾ (k) フルオランテン (BkFA) 8. ジベンゾ (a, h) アントラセン (DBA _h A)	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3
51	下記のフタレート : ビス (2-エチルヘキシル) フタレート (DEHP) ジブチルフタレート (DBP) ベンジル ブチル フタレート (BBP)	117-81-7 84-74-2 85-68-7
52	下記のフタレート : ジ- (イソノニル) フタレート (DINP) ジ- (イソデシル) フタレート (DIDP) ジ- n - オクチルフタレート (DNOP)	28553-12-0 or 68515-48-0 26761-40-0 or 68515-49-1
53	欠番	-
54	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール (DEGME)	111-77-3
55	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール (DEGBE)	112-34-5
56	メチレンジフェニル ジイソシアネート (MDI)	26447-40-5
57	シクロヘキサン	110-82-7
58	硝酸アンモニウム (AN)	6484-52-2
59	ジクロロメタン	75-09-2
60	アクリルアミド	79-06-1
61	フマル酸ジメチル	624-49-7
62	酢酸フェニル水銀 プロピオン酸フェニル水銀 2-エチルヘキシルフェニル水銀 カプリル酸フェニル水銀 ネオデカン酸フェニル水銀	62-38-4 103-27-5 13302-00-6 13864-38-5 26545-49-3
63	鉛	7439-92-1
64	1,4-ジクロロベンゼン 	106-46-7

注意

本リストは、関係法令を基に作成したものです。この内容が法令どおりであることを保証するものではありません。利用する際には、適宜、関係法令の下記原文をご確認ください。

SVHCについては下記のECHAのURLでご確認ください。

http://echa.europa.eu/chem_data/candidate_list_table_en.asp

 EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

公表日	No.	Substance Name	物質名	CAS No.	
2008/ 10/28	1	Anthracene	アントラセン	120-12-7	
	2	4,4'-Diaminodiphenylmethane;	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	
	3	Dibutyl phthalate	フタル酸ジブチル	84-74-2	
	4	Cobalt dichloride	二塩化コバルト	7646-79-9	
	5	Diarsenic pentaoxide	五酸化二砒素	1303-28-2	
	6	Diarsenic trioxide	三酸化二砒素	1327-53-3	
	7	Sodium dichromate and its dihydrate	重クロム酸ナトリウム及びその二水和物	-	
			Sodium dichromate	重クロム酸ナトリウム	10588-01-9
			Sodium dichromate, dihydrate	重クロム酸ナトリウム二水和物	7789-12-0
	8	5-Tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (musk xylene)	2,4,6-トリニトロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン	81-15-2	
	9	Bis(2-ethylhexyl) phthalate	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	117-81-7	
	10	Hexabromocyclododecane and all major diastereoisomers identified	ヘキサブロモシクロドデカン及びその主要なジアステレオマー	-	
			Hexabromocyclododecane	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
			1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6
			Alpha-hexabromocyclododecane	アルファ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6
Beta-hexabromocyclododecane			ベータ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7	
Gamma-hexabromocyclododecane	ガンマ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8			
11	Alkanes, C10-13, chloro (Short Chain Chlorinated Paraffins)	塩素化パラフィン (短鎖) (C=10-13)	85535-84-8		
12	Bis(tributyltin)oxide	ビストリブチルスズオキシド	56-35-9		
13	Lead hydrogen arsenate	砒酸水素鉛	7784-40-9		
14	Benzyl butyl phthalate	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7		
15	Triethyl arsenate	砒酸エチルエステル	15606-95-8		
2010/ 1/13	16	Anthracene oil	アントラセン油	90640-80-5	
	17	Anthracene oil, anthracene paste, distn. lights	アントラセン油、アントラセンペースト、軽質留分	91995-17-4	
	18	Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	アントラセン油、アントラセンペースト、アントラセン留分	91995-15-2	
	19	Anthracene oil, anthracene-low	アントラセン油、アントラセン低率	90640-82-7	
	20	Anthracene oil, anthracene paste	アントラセン油、アントラセンペースト	90640-81-6	
	21	Coal tar pitch, high temperature	コールタールピッチ、高温留分	65996-93-2	
	22	2,4-Dinitrotoluene	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	
	23	Diisobutyl phthalate	ジイソブチルフタレート; フタル酸ジイソブチル	84-69-5	
	24	Lead chromate	クロム酸鉛	7758-97-6	
	25	Lead chromate molybdate sulphate red (C.I. Pigment Red 104)	クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤 (CIピグメントレッド104)	12656-85-8	
	26	Lead sulfochromate yellow (C.I. Pigment Yellow 34)	硫クロム酸鉛黄色 (CIピグメントイエロー34)	1344-37-2	
27	Tris(2-chloroethyl)phosphate	トリス (2-クロロエチル) ホスフェート; 燐酸トリ (2-クロロエチル)	115-96-8		
2010/ 6/18	28	Acrylamide	アクリルアミド	79-06-1	
	29	Trichloroethylene	トリクロロエチレン	79-01-6	
	30	Boric acid	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	

EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

公表日	No.	Substance Name	物質名	CAS No.
2010/ 6/18	31	Disodium tetraborate, anhydrous	四ホウ酸ナトリウム (無水物)	1330-43-4
			四ホウ酸二ナトリウム五水和物	12179-04-3
			四ホウ酸二ナトリウム十水和物 (ホウ砂)	1303-96-4
	32	Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	12267-73-1
	33	Sodium chromate	クロム酸ナトリウム	7775-11-3
	34	Potassium dichromate	クロム酸カリウム	7778-50-9
2010/ 12/15	35	Ammonium dichromate	二クロム酸二アンモニウム	7789-09-5
	36	Potassium chromate	ニクロム酸二カリウム	7789-00-6
	37	Cobalt(II) sulphate	硫酸コバルト (II)	10124-43-3
	38	Cobalt(II) dinitrate	硝酸コバルト (II)	10141-05-6
	39	Cobalt(II) carbonate	炭酸コバルト (II)	513-79-1
	40	Cobalt(II) diacetate	酢酸コバルト (II)	71-48-7
	41	2-Methoxyethanol	2-メトキシエタノール	109-86-4
	42	2-Ethoxyethanol	2-エトキシエタノール	110-80-5
	43	Chromium trioxide	酸化クロム (VI)	1333-82-0
	44	Acids generated from chromium trioxide and their oligomers	三酸化クロムおよびそのオリゴマーから生成される酸	-
	Chromic acid	クロム酸	7738-94-5	
	Dichromic acid	重クロム酸、二クロム酸	13530-68-2	
	Oligomers of chromic acid and dichromic acid	クロム酸および重クロム酸のオリゴマー	-	
2011/ 6/20	45	2-Ethoxyethyl acetate	2-エトキシエチル=アセタート	111-15-9
	46	Strontium chromate	クロム酸ストロンチウム (II)	7789-06-2
	47	1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルエステル類(DHNU P)	68515-42-4
	48	Hydrazine	ヒドラジン-水和物	7803-57-8
			ヒドラジン(無水物)	302-01-2
	49	1-Methyl-2-pyrrolidone	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
50	1,2,3-Trichloropropane	1, 2, 3-トリクロロプロパン	96-18-4	
51	1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8のフタル酸エステル類(D I H P)	71888-89-6	
2011/ 12/19	52	Zirconia Aluminosilicate, Refractory Ceramic Fibres	ジルコニアアルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	-
	53	Calcium arsenate	ヒ酸カルシウム	7778-44-1
	54	Bis(2-methoxyethyl) ether	ジエチレングリコールジメチルエーテル	111-96-6
	55	Aluminosilicate Refractory Ceramic Fibres [RCF]	アルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	-
	56	Potassium hydroxyoctaoxodizincatedi-chromate	ビス(クロム酸)水酸化二亜鉛(II)カリウム	11103-86-9
	57	Lead dipicrate	鉛(II)=ジピクラート	6477-64-1
	58	N,N-dimethylacetamide	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5
	59	Arsenic acid	ヒ酸	7778-39-4
	60	2-Methoxyaniline; o-Anisidine	2-メトキシアニリン	90-04-0
	61	Trilead diarsenate	ヒ酸鉛(II)	3687-31-8
	62	1,2-Dichloroethane	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2
	63	Pentazinc chromate octahydroxide	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
	64	4-(1,1,3,3-Tetramethylbutyl)phenol	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9
	65	Formaldehyde, oligomeric reaction products with aniline (technical MDA)	アニリンとホルムアルデヒドの重合物	25214-70-4
	66	Bis(2-methoxyethyl) phthalate	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	117-82-8
67	Lead azide, Lead diazide	ニアジ化鉛(II)	13424-46-9	
68	Lead styphnate	スチフニン酸鉛	15245-44-0	
69	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	
70	Phenolphthalein	フェノールフタレイン	77-09-8	
71	Dichromium tris(chromate)	トリス(クロム酸)ニクロム(III)	24613-89-6	
2012/ 6/18	72	1,2-Bis(2-methoxyethoxy)ethane (TEGDME; triglyme)	トリエチレングリコールジメチルエーテル	112-49-2
	73	1,2-Dimethoxyethane; ethylene glycol dimethyl ether (EGDME)	エチレングリコールジメチルエーテル	110-71-4

公表日	No.	Substance Name	物質名	CAS No.
2012/ 6/18	74	Diboron trioxide	三酸化二ボウ素	1303-86-2
	75	Formamide	ホルムアミド	75-12-7
	76	Lead(II) bis(methanesulfonate)	メタンスルホン酸鉛 (II)	17570-76-2
	77	1,3,5-Tris(oxiranylmethyl)-1,3,5-triazine-2,4,6(1H,3H,5H)-trione (TGIC)	1,3,5-トリス(オキシランニルメチル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン (TGIC)	2451-62-9
	78	1,3,5-Tris[(2S and 2R)-2,3-epoxypropyl]-1,3,5-triazine-2,4,6-(1H,3H,5H)-trione (β -TGIC)	1,3,5-トリス[(2S and 2R)-2,3-エポキシプロピル]-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン (β -TGIC)	59653-74-6
	79	4,4'-Bis(dimethylamino)benzophenone (Michler's ketone)	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン	90-94-8
	80	N,N,N',N'-tetramethyl-4,4'-methylenedianiline (Michler's base)	N,N,N',N'-テトラメチル-4,4'-メチレンジアニリン(ミヒラー塩基)	101-61-1
	81	[4-[[4-Anilino-1-naphthyl][4-(dimethylamino)phenyl]methylene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride (C. I. BasicBlue 26) [with $\geq 0.1\%$ of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	[4-[[4-アニリノ-1-ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (C. I. ベイシックブルー-26)	2580-56-5
82	[4-[4,4'-Bis(dimethylamino)benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride (C. I. Basic Violet 3) [with $\geq 0.1\%$ of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (C. I. ベイシックバイオレット3)	548-62-9	
83	4,4'-Bis(dimethylamino)-4'-(methylamino) trityl alcohol [with $\geq 0.1\%$ of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)-4'-(メチルアミノ)トリチルアルコール	561-41-1	
84	α, α -Bis[4-(dimethylamino)phenyl]-4(phenylamino)naphthalene-1-methanol (C. I. Solvent Blue 4) [with $\geq 0.1\%$ of Michler's ketone (EC No. 202-027-5) or Michler's base (EC No. 202-959-2)]	α, α -ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4(フェニルアミノ)ナフタレン-1-メタノール (C. I. ソルベントブルー 4)	6786-83-0	
2012/ 12/18	85	Bis(pentabromophenyl) ether (DecaBDE)	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5
	86	Pentacosafuorotridecanoic acid	ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8
	87	Tricosafuorododecanoic acid	ペルフルオロドデカン酸	307-55-1
	88	Henicosafuoroundecanoic acid	ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8
	89	Heptacosafuorotetradecanoic acid	ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7
	90	Diazene-1,2-dicarboxamide (C, C' -azodi (formamide))	アゾジカルボンアミド	123-77-3
	91	Cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [1] cis-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [2] trans-cyclohexane-1,2-dicarboxylic anhydride [3] [The individual cis- [2] and trans- [3] isomer substances and all possible combinations of the cis- and trans-isomers [1] are covered by this entry]	シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物 cis-シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物 trans-シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物	85-42-7 13149-00-3 14166-21-3
		92	Hexahydromethylphthalic anhydride [1], Hexahydro-4-methylphthalic anhydride [2], Hexahydro-1-methylphthalic anhydride [3], Hexahydro-3-methylphthalic anhydride [4] [The individual isomers [2], [3] and [4] (including their cis- and trans- stereo isomeric forms) and all possible combinations of the isomers [1] are covered by this entry]	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物, ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物, ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物, ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物

公表日	No.	Substance Name	物質名	CAS No.
2012/ 12/18	93	4-Nonylphenol, branched and linear [substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 9 covalently bound in position 4 to phenol, covering also UVCB- and well-defined substances which include any of the individual isomers or a combination thereof]	4-ノニルフェノール	-
	94	4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, ethoxylated [covering well-defined substances and UVCB substances, polymers and homologues]	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、エトキシレート	-
	95	Methoxy acetic acid	メトキシ酢酸	625-45-6
	96	N,N-dimethylformamide	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
	97	Dibutyltin dichloride (DBTC)	ジクロロジブチルスズ	683-18-1
	98	Lead monoxide (Lead oxide)	酸化鉛 (II)	1317-36-8
	99	Orange lead (Lead tetroxide)	四酸化三鉛	1314-41-6
	100	Lead bis (tetrafluoroborate)	ホウフッ化鉛	13814-96-5
	101	Trilead bis(carbonate)dihydroxide	炭酸水酸化鉛	1319-46-6
	102	Lead titanium trioxide	チタン酸鉛	12060-00-3
	103	Lead titanium zirconium oxide	ジルコン酸チタン酸鉛	12626-81-2
	104	Silicic acid, lead salt	ケイ酸鉛	11120-22-2
	105	Silicic acid (H ₂ SiO ₅), barium salt (1:1), lead-doped [with lead (Pb) content above the applicable generic concentration limit for 'toxicity for reproduction' Repr. 1A (CLP) or category 1 (DSD); the substance is a member of the group entry of lead compounds, with index number 082-001-00-6 in Regulation (EC) No.1272/2008]	ケイ酸バリウム、鉛ドーブ	68784-75-8
	106	1-bromopropane (n-propyl bromide)	1-プロモプロパン	106-94-5
	107	Methyloxirane (Propylene oxide)	プロピレンオキシド	75-56-9
	108	1,2-Benzenedicarboxylic acid, dipentylester, branched and linear	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0
	109	Diisopentylphthalate (DIPP)	フタル酸ジイソペンチル	605-50-5
	110	N-pentyl-isopentylphthalate	N-ペンチル-イソペンチルフタレート	776297-69-9
	111	1,2-diethoxyethane	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1
	112	Acetic acid, lead salt, basic	塩基性酢酸鉛	51404-69-4
	113	Lead oxide sulfate	オキシ硫酸鉛	12036-76-9
	114	[Phthalato(2-)]dioxotrilead	フタル酸ジオキソ三鉛	69011-06-9
	115	Dioxobis(stearato)trilead	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0
	116	Fatty acids, C16-18, lead salts	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8
	117	Lead cyanamidate	シアナミド鉛 (II)	20837-86-9
	118	Lead dinitrate	硝酸鉛 (II)	10099-74-8
	119	Pentalead tetraoxide sulphate	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6
	120	Pyrochlore, antimony lead yellow	C. I. ピグメントイエロー41	8012-00-8
	121	Sulfurous acid, lead salt, dibasic	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7
	122	Tetraethyllead	四エチル鉛	78-00-2
	123	Tetralead trioxide sulphate	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
	124	Trilead dioxide phosphonate	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7
	125	Furan	フラン	110-00-9
	126	Diethyl sulphate	硫酸ジエチル	64-67-5
	127	Dimethyl sulphate	硫酸ジメチル	77-78-1
128	3-ethyl-2-methyl-2-(3-methylbutyl)-1,3-oxazolidine	3-エチル-2-メチル-2-(3-メチルブチル)-1,3-オキサゾリジン	143860-04-2	
129	Dinoseb (6-sec-butyl-2,4-dinitrophenol)	ジノセブ	88-85-7	
130	4,4'-methylenedi-o-toluidine	4,4'-メチレンジ-o-トルイジン	838-88-0	
131	4,4'-oxydianiline and its salts	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4	
132	4-aminoazobenzene	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	
133	4-methyl-m-phenylenediamine (2,4-toluene-diamine)	4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7	
134	6-methoxy-m-toluidine (p-cresidine)	6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8	
135	Biphenyl-4-ylamine	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1	

EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

公表日	No.	Substance Name	物質名	CAS No.
2012/ 12/18	136	o-aminoazotoluene [(4-o-tolylazo-o-toluidine)]	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
	137	o-toluidine	o-トルイジン	95-53-4
	138	N-methylacetamide	N-メチルアセトアミド	79-16-3
2013/ 6/20	139	Cadmium	カドミウム	7440-43-9
	140	Cadmium oxide	酸化カドミウム	1306-19-0
	141	Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO)	ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニウム	3825-26-1
	142	Pentadecafluorooctanoic acid (PFOA)	ペルフルオロオクタノ酸	335-67-1
	143	Dipentyl phthalate (DPP)	フタル酸ジペンチル	131-18-0
	144	4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	-
2013/ 12/16	145	Cadmium sulphide	硫化カドミウム	1306-23-6
	146	Disodium 4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl)azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo] -5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2,7-disulphonate (C. I. Direct Black 38)	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-[(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホネート(別名CIダイレクトブラック38)	1937-37-7
	147	Diethyl phthalate	ジエチルフェニル=フタラート	84-75-3
	148	Imidazolidine-2-thione; (2-imidazoline-2-thiol)	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
	149	Trixylyl phosphate	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1
	150	Disodium 3,3'-[[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)]bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate) (C. I. Direct Red 28)	3,3'-[[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム(別名CIダイレクトレッド28)	573-58-0
	151	Lead di(acetate)	酢酸鉛(II)	301-04-2
2014/ 6/16	152	Cadmium chloride	塩化カドミウム	10108-64-2
	153	1,2-Benzenedicarboxylic acid, diethyl ester, branched and linear	1,2-ベンゼンジカルボン酸、分岐および直鎖のジエチルエステル	68515-50-4
	154	Sodium peroxometaborate	過ホウ酸ナトリウム; ペルオキソホウ酸ナトリウム	7632-04-4
	155	Sodium perborate; perboric acid, sodium salt	過ホウ酸ナトリウム及びその塩	-
2014/ 12/17	156	Cadmium fluoride	フッ化カドミウム	7790-79-6
	157	Cadmium sulphate	硫酸カドミウム	10124-36-4 31119-53-6
	158	2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylphenol (UV-320)	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7
	159	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328)	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1
	160	2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (DOTE)	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1
	161	Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[[2-(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (Reaction mass of DOTE and MOTE)	2-エチルヘキシル 10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカノイト と 2-エチルヘキシル 10-エチル-4-[[[2-(2-エチルヘキシル)オキシ]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカノイト8 の反応混合物 (DOTEとMOTEの反応混合物)	-
2015/ 6/15	162	1,2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters;	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル;	68515-51-5
		1,2-benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters with ≥ 0.3% of diethyl phthalate (EC No. 201-559-5)	1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合ジエステル (0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) を含む場合)	68648-93-1
	163	5-sec-butyl-2-(2,4-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [1], 5-sec-butyl-2-(4,6-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [2] [covering any of the individual isomers of [1] and [2] or any combination thereof]	5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキサン[2] [これらの[1]および[2]またはそれらの任意の組み合わせの個々の立体異性体のいずれかをカバーする]	-

注意

本リストは、関係法令を基に作成したものです。この内容が法令どおりであることを保証するものではありません。利用する際には、適宜、関係法令の下記原文をご確認ください。

① 2004年4月29日 REGULATION (EC) No. 850/2004

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:158:0007:0049:EN:PDF>

②* 2010年8月24日 COMMISSION REGULATION (EU) No. 757/2010

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:223:0029:0036:EN:PDF>

③* 2012年6月19日 COMMISSION REGULATION (EU) No. 519/2012

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:159:0001:0004:EN:PDF>

※：(EC)NO. 850/2004の修正令

本法令で定められている物質の制限内容の詳細を確認する場合は、関係法令の原文をご確認ください。

EU 850/2004/EC (EUのPOPsに係る規則) 対象物質

ANNEX I

Part A - Substances listed in the Convention and in the Protocol as well as substances listed only in the Convention

Substance Name	CAS No.	EC No.
Tetrabromodiphenyl ether C 12 H 6 Br 4 O	-	-
Pentabromodiphenyl ether C 12 H 5 Br 5 O	-	-
Hexabromodiphenyl ether C 12 H 4 Br 6 O	-	-
Heptabromodiphenyl ether C 12 H 3 Br 7 O	-	-
Perfluorooctane sulfonic acid and its derivatives (PFOS) C 8 F 17 S O 2 X (X = OH, Metal salt (O-M +), halide, amide, and other derivatives including polymers)	-	-
DDT (1,1,1-trichloro-2,2-bis(4-chlorophenyl)ethane)	50-29-3	200-024-3
Chlordane	57-74-9	200-349-0
Hexachlorocyclohexanes, including lindane	58-89-9 319-84-6 319-85-7 608-73-1	200-401-2 206-270-8 206-271-3 210-168-9
Dieldrin	60-57-1	200-484-5
Endrin	72-20-8	200-775-7
Heptachlor	76-44-8	200-962-3
Hexachlorobenzene	118-74-1	200-273-9
Chlordecone	143-50-0	205-601-3
Aldrin	309-00-2	206-215-8
Pentachlorobenzene	608-93-5	210-172-5
Polychlorinated Biphenyls (PCB)	1336-36-3 and others	215-648-1 and other
Mirex	2385-85-5	219-196-6
Toxaphene	8001-35-2	232-283-3
Hexabromobiphenyl	36355-01-8	252-994-2
Endosulfan	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	204-079-4

ANNEX I

Part B - Substances listed only in the Protocol

Substance Name	CAS No.	EC No.
Hexachlorobutadiene	87-68-3	201-765-5
Polychlorinated naphthalenes	-	-
Alkanes C10-C13, chloro (short-chain chlorinated paraffins) (SCCPs)	85535-84-8	287-476-5

注意

本物質リストは、業界基準を基に作成したものです。この内容が業界基準どおりであることを保証するものではありません。

元のリストは下記のURLをご参照ください。

(下記URLにおいてプルダウンメニューのいずれかを選択してリスト表示させ、Conclusion列をクリックして並べ替えをすることにより、Fullfilling XXX criteriaの物質を列挙できます)

<http://esis.jrc.ec.europa.eu/index.php?PGM=pbt>

 ESIS PBTのうち、Fulfilling部分

Substance Name	EC No.	CAS No.
Pentachlorobenzene	205-107-8	133-49-3
Hexachlorobutadiene, 3,4-diene	201-765-5	87-68-3
Tetramethyllead	200-897-0	75-74-1
Bis(tributyltin)oxide (TBT0)	200-268-0	56-35-9
Nitrofen	217-406-0	1836-75-5
Cyclododecane	206-033-9	294-62-2
Distillates (coal tar), heavy oils	292-607-4	90640-86-1
Alkanes, C10-13, chloro	287-476-5	85535-84-8
Anthracene oil	292-602-7	90640-80-5
Anthracene oil, anthracene paste	292-603-2	90640-81-6
Anthracene oil, anthracene low	292-604-8	90640-82-7
Pitch, coal tar, hightemp.	266-028-2	65996-93-2
Anthracene, pure	204-371-1	120-12-7
Distillates (coal tar), pitch, pyrene fraction	295-313-4	91995-52-7
Residues (coal tar), pitch distn.	295-507-9	92061-94-4
Hexabromocyclododecane	247-148-4	26537-99-4
1,2,4-trichlorobenzene	204-428-0	120-82-1
Diphenyl ether, octabromo derivative	251-087-9	32536-52-0
1,2,3-trichlorobenzene	201-757-1	87-61-6
Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	295-275-9	91995-15-2
Anthracene oil, anthracene paste, distn. Lights	295-278-5	91995-17-4
Distillates (coal tar), heavy oils, pyrene fraction	295-304-5	91995-42-5
Endosulfan	204-079-4	115-29-7
Clofenotane (= p, pDDT)	200-024-3	50-29-3
Lindane	200-401-2	58-89-9
Dicofol	204-082-0	115-32-2
Hexachlorobenzene	204-273-9	118-74-1
5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene	201-329-4	81-15-2

□ GADSL 対象物質

GADSLに掲載される全ての物質が情報伝達物質となります。
GADSLについては下記URLでご確認ください。

<http://www.gadsl.org/>

注意

本物質リストは、業界基準を基に作成したのですが、この内容が業界基準どおりであることを保証するものではありません。

IEC62474の対象物質については、下記IEC62474のHPでご確認ください。

<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/MainFrameset>

 IEC62474 対象物質

(Version D9.00)

ID	SubstanceGroup or SpecificSubstance	CAS No.	Reportable Applications	Reporting Treshold
0001	Diarsenic pentoxide	1303-28-2	All	0.1 mass%
0002	Diarsenic trioxide	1327-53-3	All	0.1 mass%
0003	Asbestos	-	All	Intentionally added
0004	Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines	-	Textiles and Leather	0.003% by weight of the finished textile/leather product
0005	Beryllium Oxide	1304-56-9	All	0.1 mass%
0006	4-[4,4'-bis(dimethylamino) benzhydrylidene] cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene] dimethylammonium chloride (C.I. Basic Violet 3)	548-62-9	All	0.1 mass%
0007	Boric acid	-	All	0.1 mass%
0008	Brominated flame retardants (other than PBBs, PBDEs, or HBCDD)	-	Printed wiring board laminate	0.09 mass% total bromine content in laminate
0009	Brominated flame retardants (other than PBBs, PBDEs, or HBCDD)	-	Plastic materials except printed wiring board laminates	0.1 mass% of bromine
0010	Cadmium/Cadmium compounds	-	All, except batteries	0.01 mass% of total Cd in homogenous material
0011	Cadmium/Cadmium compounds	-	Batteries	0.001% by weight of battery
0012	Chromium (VI) Compounds	-	All	0.1 mass% of total Cr+6 in homogenous material
0013	Cobalt Dichloride	7646-79-9	All	0.1 mass%
0014	Dibutyltin compounds (DBT)	-	All	0.1 mass% of tin in the part
0015	Diocetyl tin compounds (DOT)	-	(a) textile and leather articles intended to come into contact with the skin, (b) childcare articles, (c) two-component room temperature vulcanisation moulding kits (RTV-2 moulding kits)	0.1 mass% of tin in the part
0016	Dimethyl Fumarate (DMF)	624-49-7	All	0.00001 mass% of the part
0017	Disodium tetraborates	-	All	0.1 mass%
0018	Fluorinated Greenhouse Gases (PFC, SF6, HFC)	-	All	Intentionally Added
0019	Formaldehyde	50-00-0	Textiles	0.0075 mass % of textile
0020	Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified: Alpha-hexabromocyclododecane Beta-hexabromocyclododecane Gamma-hexabromocyclododecane	-	All	0.1 mass%
0021	Lead/Lead Compounds	-	All, except for batteries, cables and children's articles/toys	0.1 mass% of total Pb in homogenous material
0022	Lead/Lead Compounds	-	Consumer products designed or intended primarily for children 12 years of age or younger	0.01 mass%
0023	Lead/Lead Compounds	-	Paint and similar surface coatings of toys and other articles intended for use by children	0.009 mass% of surface coating material

ID	SubstanceGroup or SpecificSubstance	CAS No.	Reportable Applications	Reporting Threshold
0024	Lead/Lead Compounds	-	Cables/cords with thermoset or thermoplastic coatings	0.03 mass% of surface coating material
0025	Lead/Lead Compounds	-	Batteries	0.004 mass% of battery
0026	Lead (II) chromate	7758-97-6	All	0.1 mass%
0027	Lead chromate molybdate sulphate red	12656-85-8	All	0.1 mass%
0028	Lead sulfochromate yellow	1344-37-2	All	0.1 mass%
0029	Mercury/Mercury Compounds	-	All, except batteries	Intentionally Added or 0.1 mass% of total Hg in homogenous material
0030	Mercury/Mercury Compounds	-	Batteries	Intentionally added or 0.0001 mass% of battery
0132	Mercury/Mercury Compounds	-	Batteries	0.0005 mass% of total Hg in homogenous material
0031	Nickel	7440-02-0	All, where prolonged skin contact is expected	Intentionally Added
0032	Ozone Depleting Substances (CFC, Halon, HBFC, HCFC & others)	-	All	Intentionally Added
0033	Perchlorates	-	All	6 x 10 ⁻⁷ mass% of battery or product part
0034	Perfluorooctane sulfonates (PFOS)	-	All	Intentionally added or 0.1 mass% in material
0035	Phenol, 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethylethyl)-	3846-71-7	All	Intentionally added
0036	Phthalates, Selected Group 1 (BBP, DBP, DEHP)	-	Children's toy or child care article	0.1 mass% as the sum of the phthalate concentrations in plasticized material
0037	Phthalates, Selected Group 2 (DIDP, DINP, DNOP)	-	Children's toy or child care article that can be placed in a child's mouth	0.1 mass% as the sum of the phthalate concentrations in plasticized material
0038	Di(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	117-81-7	All	0.1 mass%
0039	Dibutylphthalate (DBP)	84-74-2	All	0.1 mass%
0040	Benzylbutylphthalate (BBP)	85-68-7	All	0.1 mass%
0041	Diisobutyl phthalate (DIBP)	84-69-5	All	0.1 mass%
0042	1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C6-8-branched alkyl esters, C7-rich (DIHP)	71888-89-6	All	0.1 mass%
0043	1,2-Benzenedicarboxylic acid, di-C7-11-branched and linear alkyl esters (DHNUP)	68515-42-4	All	0.1 mass%
0044	Polybrominated Biphenyls (PBBs)	-	All	0.1 mass% in homogenous material
0045	Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	-	All	0.1 mass% in homogenous material
0046	Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	-	All	Intentionally added
0047	Polychlorinated Terphenyls (PCTs)	-	All	0.005 mass% in material
0048	Polychlorinated Naphthalenes (PCNs)	-	All	Intentionally added
0049	Radioactive substances	-	All	Intentionally added
0050	Aluminosilicate Refractory Ceramic Fibres	-	All	0.1 mass%
0051	Zirconia Aluminosilicate Refractory Ceramic Fibres	-	All	0.1 mass%
0052	Shortchain Chlorinated Paraffins (C10 - C13)	-	All	0.1 mass%
0053	Strontium chromate	7789-06-2	All	0.1 mass%
0054	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	56-35-9	All	Intentionally added or 0.1 mass%
0055	Tri-substituted organostannic compounds	-	All	Intentionally added or 0.1 mass% of tin in the part
0056	Tris (2-chloroethyl) phosphate (TCEP)	115-96-8	All	0.1 mass%
0057	4-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)phenol, (4-tert-Octylphenol)	140-66-9	All	0.1 mass%
0058	Bis(2-methoxyethyl) ether	111-96-6	All	0.1 mass%
0059	Bis(2-methoxyethyl) phthalate	117-82-8	All	0.1 mass%
0060	Pentazinc chromate octahydroxide	49663-84-5	All	0.1 mass%
0061	Potassium hydroxyoctaoxidizincate dichromate	11103-86-9	All	0.1 mass%
0062	Chlorinated Flame Retardants (CFR)	-	Plastic materials except printed wiring board laminates	0.1 mass% chlorine

ID	SubstanceGroup or SpecificSubstance	CAS No.	Reportable Applications	Reporting Threshold
0063	Chlorinated Flame Retardants (CFR)	-	Printed Wiring Board (PWB) Laminates	0.09 mass% total chlorine content in laminate
0064	Bis(pentabromophenyl) ether (decabromodiphenyl ether) (DecaBDE)	1163-19-5	All	0.1 mass%
0065	Sulfurous acid, lead salt, dibasic	62229-08-7	All	0.1 mass%
0066	1,2-bis(2-methoxyethoxy)ethane (TEGDME; triglyme)	112-49-2	All	0.1 mass%
0067	Trilead dioxide phosphonate	12141-20-7	All	0.1 mass%
0068	1,2-dimethoxyethane; ethylene glycol dimethyl ether (EGDME)	110-71-4	All	0.1 mass%
0069	4-Aminoazobenzene	60-09-3	All	0.1 mass%
0070	Tetralead trioxide sulfate	12202-17-4	All	0.1 mass%
0071	Orange lead (lead tetroxide)	1314-41-6	All	0.1 mass%
0072	Pyrochlore, antimony lead yellow	8012-00-8	All	0.1 mass%
0073	Pentalead tetraoxide sulphate	12065-90-6	All	0.1 mass%
0074	1,2-Diethoxyethane	629-14-1	All	0.1 mass%
0075	Diboron trioxide	1303-86-2	All	0.1 mass%
0076	Dibutyltin dichloride (DBTC)	683-18-1	All	0.1 mass%
0077	Lead cyanamate	20837-86-9	All	0.1 mass%
0078	N,N-dimethylformamide	68-12-2	All	0.1 mass%
0079	Silicic acid (H ₂ Si ₂ O ₅), barium salt (1:1), lead-doped	68784-75-8	All	0.1 mass%
0080	1,2-Benzenedicarboxylic acid, dipentylester, branched and linear	84777-06-0	All	0.1 mass%
0081	Diisopentylphthalate (DIPP)	605-50-5	All	0.1 mass%
0082	N-pentyl-isopentylphthalate	776297-69-9	All	0.1 mass%
0083	Lead titanium trioxide	12060-00-3	All	0.1 mass%
0084	Lead titanium zirconium oxide	12626-81-2	All	0.1 mass%
0085	Lead oxide sulfate	12036-76-9	All	0.1 mass%
0086	[Phthalato(2-)]dioxotrilead	69011-06-9	All	0.1 mass%
0087	Dioxobis(stearato)trilead	12578-12-0	All	0.1 mass%
0088	Fatty acids, C16-18, lead salts	91031-62-8	All	0.1 mass%
0089	Lead dinitrate	10099-74-8	All	0.1 mass%
0090	Di-isodecyl phthalate (DIDD)	68515-49-1, 26761-40-0	All	Intentionally added
0091	Di-n-hexyl Phthalate (DnHP)	84-75-3	All	Intentionally added
0092	Hexahydromethylphthalic anhydride Hexahydromethylphthalic anhydride [1], Hexahydro-4-methylphthalic anhydride [2], Hexahydro-1-methylphthalic anhydride [3], Hexahydro-3-methylphthalic anhydride [4]	25550-51-0, 9438-60-9, 48122-14-1, 57110-29-9	All	0.1 mass%
0093	Cadmium	7440-43-9	All	0.1 mass%
0094	Cadmium oxide	1306-19-0	All	0.1 mass%
0095	Dipentyl phthalate (DPP)	131-18-0	All	0.1 mass%
0096	Pentadecafluorooctanoic Acid (PFOA)	335-67-1	All	0.1 mass%
0097	Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO)	3825-26-1	All	0.1 mass%
0098	4-Nonylphenol, branched and linear, ethoxylated [substances with a linear and/or branched alkyl chain with a carbon number of 9 covalently bound in position 4 to phenol, ethoxylated covering UVCB- and well-defined substances, polymers and homologues, which include any of the individual isomers and/or combinations thereof]	-	All	0.1 mass%
0099	Cadmium sulphide	1306-23-6	All	0.1 mass%
0100	Trixylyl phosphate	25155-23-1	All	0.1 mass%
0102	Disodium 3,3'-[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)]bis(4-aminonaphthalene-1-sulphonate) (C.I. Direct Red 28)	573-58-0	All	0.1 mass%
0103	Perfluorooctanoic acid (PFOA) and individual salts and esters of PFOA	-	Textiles, photographic coatings applied to films, paper or printing plates and other coated consumer products.	1 microgram/m ² (as the sum of PFOA)

ID	SubstanceGroup or SpecificSubstance	CAS No.	Reportable Applications	Reporting Treshold
0104	Perfluorooctanoic acid (PFOA) and individual salts and esters of PFOA	-	All except textiles, photographic coatings applied to films, paper or printing plates and other coated consumer products.	0.1 mass% of the part (as the sum of PFOA)
0105	Imidazolidine-2-thione; (2-imidazoline-2-thiol)	96-45-7	All	0.1 mass%
0106	1,2-Benzenedicarboxylic acid, dihexyl ester, branched and linear	68515-50-4	All	0.1 mass%
0107	Diisononyl phthalate (DINP)	28553-12-0, 68515-48-0	All	Intentionally added
0108	Benzo[a]pyrene	50-32-8	Rubber or plastic parts that come into direct, prolonged or repetitive skin or oral cavity contact except those for toys or childcare articles	0.0001 mass% of the plastic or rubber part
0109	Benzo[e]pyrene	192-97-2		
0110	Benzo[a]anthracene	56-55-3		
0111	Chrysen	218-01-9		
0112	Benzo[b]fluoranthene	205-99-2		
0113	Benzo[j]fluoranthene	205-82-3		
0114	Benzo[k]fluoranthene	207-08-9		
0115	Dibenzo[a, h]anthracene	53-70-3	Rubber or plastic parts of toys and childcare articles that come into direct, prolonged or repetitive skin or oral cavity contact	0.00005 mass% of the plastic or rubber part
0116	Benzo[a]pyrene	50-32-8		
0117	Benzo[e]pyrene	192-97-2		
0118	Benzo[a]anthracene	56-55-3		
0119	Chrysen	218-01-9		
0120	Benzo[b]fluoranthene	205-99-2		
0121	Benzo[j]fluoranthene	205-82-3		
0122	Benzo[k]fluoranthene	207-08-9		
0123	Dibenzo[a, h]anthracene	53-70-3	Textiles or other coated materials.	Intentionally added or 1 microgram/m ² of coated material
0124	Perfluorooctane sulfonates (PFOS)	-		
0125	Perfluorooctane sulfonates (PFOS)	-	All except textiles or other coated materials.	Intentionally added or 0.1 mass% of the part (as the sum of PFOS)
0126	Disodium 4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl)azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo]-5-hydroxy-6-(phenylazo)naphthalene-2,7-disulphonate (C. I. Direct Black 38)	1937-37-7	All	0.1 mass%
0127	Benzenamine, N-phenyl-, reaction products with styrene and 2,4,4-trimethylpentene	68921-45-9	All	Intentionally added
0128	2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (DOTE)	15571-58-1	All	0.1 mass%
0129	Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (Reaction mass of DOTE and MOTE)	-	All	0.1 mass%
0130	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328)	25973-55-1	All	0.1 mass%
0131	1,2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters; 1,2-benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters with ≥ 0.3% of dihexyl phthalate (EC No. 201-559-5)	68515-51-5 68648-93-1	All	0.1 mass%

4.3. プラスチックのリサイクル材に関する追加事項

取引先様が管理する工場で発生した端材（製品クズ、ランナー等）のみを使用し、含有化学物質の保証が明確でない流通品等を使用しないこと。

4.4. 附則



- ・本付属書09版は、2015年11月18日より施行する。

5. 主な改定内容

版数	変更内容
09b版	1. (表2)「ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類」 ・誤記のため「レベル1」から「レベル2」へ修正した。
09a版	1. 誤記の訂正
09版	1. (表2)「2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)」 ・EU REACH 規則の法規制動向に基づき、新たに含有禁止物質レベル3とした。 2. (表2)「N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)」 ・カナダの有害物質規制 (Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012) を考慮し、新たに含有禁止物質レベル1とした。 ・上記法規制に基づき「ゴムへの添加剤」については適用除外とした。 3. (表2)「ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子1個以上)」 ・ポリ塩化ナフタレン(塩素原子2個)のストックホルム条約付属書A収載決定(COP7)に基づき、「全ての用途(塩素原子2個の物質)」をレベル2とした。 ・ストックホルム条約の決定事項に対する履行義務発生時期(POP s 指定から1年)を考慮し、「納入禁止時期」を「2016年5月」とした。 4. (表2)「10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル(DOTE)」 ・EU REACH 規則に基づき、新たに含有禁止物質レベル3とした。 5. (表2)「10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル)チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質) 」 ・EU REACH 規則に基づき、新たに含有禁止物質レベル3とした。 6. (表2)「ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類」 ・ストックホルム条約付属書Aへの収載決定(COP7)に基づき、新たに含有禁止物質レベル2とした。 ・ストックホルム条約の決定事項に対する履行義務発生時期(POP s 指定から1年)を考慮し、「納入禁止時期」を「2016年5月」とした。化審法の第1種特定物質となることが予定されている。 7. (表2)「一部の芳香族アミンを生成するアゾ化合物」 ・EU REACH 規則(付属書XVII)に基づき「基準/閾値レベル」を「…30ppm以上の含有」から「…30ppmを超える含有」に変更した。 8. (表2)「4- {ビス (4-ジメチルアミノフェニル) メチレン} -2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン] ジメチルアンモニウムクロリド (別名CIベイシックバイオレット3) 」 「ビス (2-メトキシエチル) エーテル」 「ホウ酸および特定ホウ酸ナトリウム」 「三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素」 「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) 」 「N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) 」 「アルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維、ジルコニアアルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維」 「4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール」 「リン酸トリキシリル (TXP) 」 「エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME) 」 ・EU REACH 規則(33条および7.2条(SVHC))に基づき「基準/閾値レベル」を「…1000ppm以上の含有」から「…1000ppmを超える含有」に変更した。

版数	変更内容
09版	<p>9. (表2)「カドミウム/カドミウム化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制動向および顧客要求を鑑み「はんだ」における「基準/閾値レベル」を「…20ppm以上の含有」から「…20ppmを超える含有」に変更した。 <hr/> <p>10. (表2)「六価クロム化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU REACH 規則(付属書XVII)に基づき、適用対象として「天然皮革部品、材料」を新設し、「乾燥した天然皮革材料に対し3ppm以上の六価クロムの含有」を閾値として明記した。 <hr/> <p>11. (表2)「ジブチルスズ化合物 (DBT) 」 「ジオクチルスズ化合物 (DOT) 」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限切れの適用除外項目を削除し、統合可能な規制内容をまとめて簡略化した。 <hr/> <p>12. (表2)「多環芳香族炭化水素 (PAHs) 」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入禁止となる期限を迎えたため「レベル2」から「レベル1」へ変更した。 <hr/> <p>13. (表2)「ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) および全ての主要ジアステレオ異性体」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の規制状況、顧客要求を考慮し「全ての用途」における「基準/閾値レベル」を「…1000ppm以上の含有」から「…1000ppmを超える含有」に変更した。 <hr/> <p>14. (表2)「鉛/鉛化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の規制状況、顧客要求を考慮し「プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ」における「基準/閾値レベル」を「…100ppm以上の含有」から「…100ppmを超える含有」に変更した。 <hr/> <p>15. (表2)「パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 、その塩及びそのエステル」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入禁止となる期限を迎えた項目を、レベル1の内容と統合した。 <hr/> <p>16. (表2)「2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU REACH 規則(33条および7.2条(SVHC))に基づき、名称に略称「UV-320」を追記した。 ・化審法(第1種特定物質)に基づき、「基準/閾値レベル」を「意図的添加」「均質材料に対し1000ppm以上の含有」から「意図的添加」に変更した。 <hr/> <p>17. (表2)「特定フタル酸エステル類」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU RoHS指令に基づき、「全ての用途」における「基準/閾値レベル」を「…1000ppm以上の含有」から「…1000ppmを超える含有」に変更した。 ・EU RoHS指令に基づき、各物質ごとに閾値が適用されるよう「基準/閾値レベル」に「(物質毎に閾値レベルが適用される)」と追記した。 <hr/> <p>18. (表2)「フタル酸エステル類(DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU REACH 規則(33条および7.2条(SVHC))に基づき「基準/閾値レベル」を「…1000ppm以上の含有」から「…1000ppmを超える含有」に変更した。 ・EU REACH 規則(33条および7.2条(SVHC))に基づき、各物質ごとに閾値が適用されるよう「基準/閾値レベル」に「(物質毎に閾値レベルが適用される)」と追記した。 <hr/> <p>19. (表2)「短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13) 」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の規制状況、顧客要求を考慮し「基準/閾値レベル」を「…1000ppm以上の含有」から「…1000ppmを超える含有」に変更した。 <hr/> <p>20. (表2)「リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)及び特定塩素系化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーモント州(アメリカ)の州法No. 85に基づき「基準/閾値レベル」を「…1000ppm以上の含有」から「…1000ppmを超える含有」に変更した。 ・国内外の規制状況に基づき、「レベル1以外の全ての用途」(レベル3)を削除した。 (不特定の用途における情報伝達を定めた法規制が不明なため)

版数	変更内容
09版	2 1. (表1) 含有禁止物質群一覧 (表7) 含有禁止物質と主な法令 不使用保証書 ・含有禁止物質増加に伴い改定した。
	2 2. (表5) 電池に関する追加事項 ・一部文言を分かりやすいように修正した(内容に変更はない)。
	2 3. (表6) 含有禁止物質一覧(例示物質) ・含有禁止物質増加に伴い改定を行った。 また、IEC62474で明示された化学物質名、CAS番号を新たに追加した。

版数	変更内容
08版	<p>1. (表2)「パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びそのエステル」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに含有禁止物質レベル1とした。 ・ノルウェーの法規制を考慮し、「フィルム・紙・印刷版への写真用コーティング剤」及び「半導体中の接着剤・ホイル(箔)・テープへの添加剤」をレベル2、それ以外の用途をレベル1として基準/閾値レベルをそれぞれ設定した。 <p>2. (表2)「多環芳香族炭化水素 (PAHs)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに含有禁止物質レベル2とした。 ・EU REACH規則を考慮し、「皮膚または口腔内に直接、長時間または、短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品」をレベル2とした(納入禁止時期2015年7月1日)。 <p>3. (表2)「エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU REACH 規則の法規制動向に基づき、新たに含有禁止物質レベル3 とした。 <p>4. (表2)「リン酸トリキシリル (TXP)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU REACH 規則の法規制動向に基づき、新たに含有禁止物質レベル3 とした。 <p>5. (表2)「アスベスト類」「PFOS/PFOS類縁化合物(PFOSF含む)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「不純物としての含有を認めない」から「意図的添加」「均質材料に対し1000ppm以上の含有」へ変更した。 <p>6. (表2)「酸化ベリリウム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「均質材料に対して1000ppm以上の含有」から「意図的添加」に変更した。 <p>7. (表2)「[4- {ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン} -2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド」「ホウ酸および特定ホウ酸ナトリウム」「アルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維、ジルコニアアルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維」(表3)「ヒ酸トリエチル」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「レベル」を「1」から「3」に緩和した。 <p>8. (表2)「臭素系化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の規制状況を考慮して、07版の臭素系難燃剤から表記を改めた。「閾値」を「製品(部品)質量に対し1000ppm以上の含有」から「意図的添加」「製品(部品)質量に対し1000ppm以上の含有」へ変更した。 <p>9. (表2)「カドミウム/カドミウム化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった期限切れのRoHS指令適用除外に関する記載を削除した。 <p>10. (表2)「塩素系化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の規制状況を考慮して、07版の塩素系難燃剤から表記を改めた。 <p>11. (表2)「塩化コバルト」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「製品(部品)重量に対し1000pp以上の含有」から「意図的添加」に変更した。 <p>12. (表2)「三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入禁止となる期限が過ぎた「液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)のガラスの消泡剤、清澄剤の用途」の「レベル」を「2」から「1」へ変更した。 ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「レベル1以外の全ての用途」の「レベル」を「1」から「3」に緩和した。 <p>13. (表2)「ジブチルスズ化合物(DBT)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入禁止となる期限が過ぎた「1液型および2液型室温硬化シーラント(RTV-1およびRTV-2)、1液型および2液型室温硬化接着剤(RTV-1およびRTV-2)、塗料及びコーティング剤の触媒、他」の「レベル」を「2」から「1」に変更した。

版数	変更内容
08版	<p>1 4. (表2)「フマル酸ジメチル(DMF)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・07版では、(表1)、(表2)、(表6)、不使用保証書で表記が統一されていなかったため「フマル酸ジメチル(DMF)」の表記で統一した。 <p>1 5. (表2)「ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) および全ての主要ジアステレオ異性体」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム条約でのPOPs認定及び、化審法の第一種特定物質登録の確定を考慮し、「全ての用途」で「意図的添加」「製品(部品)質量に対し1000ppm以上の含有」を即日禁止とした。 <p>1 6. (表2)「鉛/鉛化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RoHS指令の適用除外に関する内容を整理し、見やすくなるよう修正した。 ・適用除外に関する表記について「ピエゾエレクトロニックデバイス」に関する誤記を修正した。 <p>1 7. (表2)「水銀/水銀化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RoHS指令の適用除外修正令の内容を反映し、CCFLの適用除外「③長さが1500mmを超え、一本あたりの水銀の含有量が10mg未満のもの」とした。(旧版では13mg) <p>1 8. (表2)「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入禁止となる期限が過ぎたので「全ての用途」で「レベル」を「2」から「1」へ変更した。 <p>1 9. 「フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)、フタル酸ジヘキシル(DNHP)、1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)、1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類(DHNP)、フタル酸ビス(2-メトキシエチル)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称を整理し、「フタル酸エステル類(DEHP、DBP、BBP、DIBPを除く)」とした。具体的な対象物質は(表6)に記載することを明記した。 ・EU REACH規則を考慮し、「フタル酸ジペンチル」「分岐及び直鎖のフタル酸ジペンチル」「フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル」「フタル酸ジペンチル (DPP)」を対象として新たに追加した。 <p>2 0. (表2)「ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および特定代替品」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「不純物としての含有を認めない」から「意図的添加」「均質材料に対して50ppm以上の含有」に変更した。 <p>2 1. (表2)「ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「不純物としての含有を認めない」から「意図的添加」「均質材料に対して50ppm以上の含有」に変更した。 <p>2 2. (表2)「ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子3個以上)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「不純物としての含有を認めない」から「意図的添加」に変更した。 <p>2 3. (表2)「ポリ塩化ビニル(PVC)とPVCコポリマーおよびそれらの混合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用除外項を整理し、修正した。また「レベル1」となる「対象」の一部にただし書きを追記した。 <p>2 4. (表2)「放射性物質」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「均質材料に対し1000ppm以上の含有」から「意図的添加」に変更した。 <p>2 5. (表2)「リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) 及び特定塩素系化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の法規制等を考慮し、「リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)」だけでなく、「リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)」および「リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)」が対象物質となるよう変更した。これに伴い物質(群)名も変更した。 ・納入禁止となる期日を迎えた「プラスチック、樹脂、繊維、布材料」の「レベル」を「2」から「1」にした。

版数	変更内容
08版	<p>26. (表2)「シアン化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物取締法に規定される「毒物」「劇物」を対象とすることを明記した。 ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「不純物としての含有を認めない」から「意図的添加」に変更した。
	<p>27. (表2)「ダイオキシン類とダイオキシン様化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外の法令における規制状況を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「不純物としての含有を認めない」から「意図的添加」に変更した。
	<p>28. (表2)「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定物質に加えられることが確定した「エンドスルファン」を新たに加えた。
	<p>29. (表2)「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質」、「労働安全衛生法(55条) 製造禁止物質」、「毒物及び劇物取締法 特定毒物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令内容を考慮して、「閾値」を「意図的添加」「不純物としての含有を認めない」から「意図的添加」に変更した。
	<p>30. (1)(a)「含有禁止物質」のレベル1～レベル3、適用除外に関する説明文を修正。それに伴い不要となった定義(2)を削除</p>
	<p>31. 広く参考とされてきた業界標準の配布元であるJGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)が解散されたことに伴い、当該団体で用いた業界標準「JIG-101」と当該団体自体に関連する内容を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1). (1)(a)「含有禁止物質」の定義の3項目からJIG-101の文言を削除。及び、(表1)、不使用保証書から文言を削除。 (2). 定義(14)、(15)を削除。(JGPSSIとJIG-101についての定義) (3). 含有禁止物質のリスト(表6)の冒頭部分の文言変更。 (4). JIG-101から引用していた含有禁止物質の参照法令の表(表7)を再構築。 (5). JIG-101から引用していた含有禁止物質の参照法令の表(表7)を再構築。 (6). 「情報伝達物質」の説明文中の(表8)のうちJIG-101との記載を、引き継ぎ団体であるIEC62474に変更 (7). 文言の修正、変更に伴い「目次」記載表記の修正。
	<p>32. (表1)に記載されている化審法の第一種特定物質、安衛法の製造禁止物質、毒劇法の特定毒物において、それぞれの法令以外に特に制限を定められていない物質については、それが分かるように表記した。</p>
	<p>33. 含有禁止物質増加に伴い、含有禁止物質の個別名、CAS番号を記載した(表6)を修正。また、IEC62474で明示された化学物質名、CAS番号を新たに追加した。</p>
	<p>34. 情報伝達物質を規定する法令及び業界標準を情報伝達ツールの配布元であるJAMPのものに準拠させた。(具体的には(1)「JIG対象物質」と「IEC62474対象物質」を入替、(2)「EU 850/2004/EC(EUのPOPsに係る規則)対象物質」の追加)</p>
	<p>35. 「環境管理物質」のうち「情報伝達物質」に分類される物質を規定する、法令、業界標準を更新した。また、(表8)、目次の法規制の表現を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [第一種特定化学物質] ・EU REACH規則 Annex XVII 制限対象物質 ・EU REACH規則 認可対象候補物質 (高懸念物質、SVHC) ・EU 850/2004/EC(EUのPOPsに係る規則)対象物質 ・IEC62474対象物質
	<p>36. 参考として掲載していた情報伝達物質のリストの内、CLP規則のカテゴリー1, 2に該当する物質、及びGADSLの物質の掲載を取り止めた。</p>

版数	変更内容
07版	<p>1. (表2)「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デンマークの法規制を考慮して下記の変更を行った。 (1)「基準/閾値レベル」を「製品(部品)質量に対し1000ppm以上の含有」から「均質材料に対し1000ppm以上の含有」とした。 (2)「適用除外」を定めたうえ、「対象」を「適用除外以外の全ての用途」とし、「納入禁止時期」を2013年6月1日とした。 <hr/> <p>2. (表2)「フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジ-n-オクチル(DONP)、フタル酸ジヘキシル(DNHP)1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)、1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類(DHNUP)、フタル酸ビス(2-メトキシエチル)(DMEP)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デンマークの法規制で制限のないフタル酸エステル類を整理し、一つの項目へ統合した。 <hr/> <p>3. (表2)「鉛/鉛化合物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加されたRoHS指令ANNEXⅢの内容から、以下を「適用除外」欄に記載した。 (1)集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサ用のPZT(チタン酸ジルコン酸鉛)誘電体セラミック材料に含まれる鉛 (2)サーメットベースのトリマー・ポテンショメータ素子中の鉛 <hr/> <p>4. Candidate List of Substances of Very High Concern for authorisation</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SVHCの追加に伴い掲載リストを更新した。 <hr/> <p>5. REACH Annex XVII 制限対象物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・REACH規則のANNEX XVII掲載物質の追加に伴い掲載リストを更新した。

取引先様調査表【グリーン調達】

1. 一次取引先様情報

記入年月日	年 月 日	
会社名		
部署		
記入者		
TEL		
FAX		
E-mail		

2. 「グリーン調達基準」の合意について(該当する□にチェックマークの記入をお願い致します。)

- グリーン調達基準の記載内容及び依頼内容に同意します。
- グリーン調達基準の記載内容又は依頼内容に同意できません。

【同意できない内容と理由を以下に必ずご記入ください】

3. 「グリーン調達」を実施していますか？(該当する□にチェックマークの記入をお願い致します。)

- 実施している → 「グリーン調達基準」、又は相当する「文書」を本調査表に添付し、提出をお願い致します。
- 実施していない

4. 「ISO14001」の認証を取得していますか？(該当する□にチェックマークの記入をお願い致します。)

- 取得済み → 「環境方針」を本調査表に添付し、提出をお願い致します。
- 取得計画有り → 認証取得に向けての「計画表」を本調査表に添付し、提出をお願い致します。
- 取得計画無し →
- | | |
|--------------------------|-------------------|
| <input type="checkbox"/> | 企業理念・方針がある。 |
| <input type="checkbox"/> | 環境目的・目標がある。 |
| <input type="checkbox"/> | 環境評価システムがある。 |
| <input type="checkbox"/> | 教育訓練を実施している。 |
| <input type="checkbox"/> | 環境保全に関する情報提供している。 |

年 月 日

会社名 _____
 部署名 _____
 責任者 _____
 (部長以上)

不 使 用 保 証 書

当社(当社の子会社・関連会社を含む)は、貴社及びその子会社・関連会社に直接又は第三者を通して納入する製品・部品・材料(付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む)において、下記の化学物質の含有状況がタムラグループの規定を遵守することを保証致します。

■ No. 4~7, 9, 12, 15, 16, 26, 30, 32, 40, 42, 45, 46, 48, 49, 53, 54について保証できない場合は斜線を引いてご提出ください。

No.	化学物質群	No.	化学物質群
1	アスベスト類	46	エチレングリコールジメチルエーテル ^{※3} (EGDME)
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ化合物	47	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) ☑
3	酸化ベリリウム (BeO)	48	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル (DOTE) ^{※3} ☑
4	[4- {ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン} -2, 5-シクロヘキサジェン-1-イリデン] ジメチルアンモニウムクロリド (別名CIベイスックバイオレット3) ^{※3}	49	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質) ^{※3} ☑
5	ビス(2-メトキシエチル)エーテル ^{※3}	50	ダイオキシン類とダイオキシン様化合物
6	ホウ酸および特定ホウ酸ナトリウム ^{※3}	51	シアン化合物 (毒物及び劇物取締法で定義される「毒物」に該当する無機シアン化合物)
7	臭素系化合物 ^{※3} (PBB 類, PBDE 類, HBCDDを除く)	52	ヒ素およびヒ素化合物 ^{※1}
8	カドミウム/カドミウム化合物	53	臭化メチル ^{※1※3}
9	塩素系化合物 ^{※3}	54	ヒ酸トリエチル ^{※1※3}
10	六価クロム化合物	55	ハロゲン系化合物/ハロゲン系樹脂 ^{※1}
11	塩化コバルト	56	ヘキサクロロベンゼン
12	三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素	57	アルドリル
13	ジブチルスズ化合物 (DBT)	58	ディルドリン
14	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	59	エンドリン
15	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) ^{※3}	60	DDT
16	N, N-ジメチルアセトアミド (DMAC) ^{※3}	61	クロルデン類
17	フマル酸ジメチル (DMF)	62	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン
18	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	63	N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン
19	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	64	N, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
20	ホルムアルデヒド	65	2, 4, 6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール
21	ヘキサブROMシクロドデカン (HBCDD) および全ての主要ジアステレオ異性体	66	トキサフェン
22	鉛/鉛化合物	67	マイレックス
23	水銀/水銀化合物	68	ジコanol
24	ニッケル	69	ヘキサクロロ-1, 3-ブタジエン (HCBD)
25	オゾン層破壊物質	70	ペンタクロロベンゼン
26	過塩素酸塩 ^{※3}	71	ヘキサクロロシクロヘキサン (α, β, γ 異性体のみ)
27	PFOS/PFOA類縁化合物 (PFOS含む)	72	クロルデコン
28	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びそのエステル	73	エンドスルファン
29	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320) ☑	74	ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類 ^{※2} ☑
30	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) ^{※3} ☑	75	ベンジジン及びその塩
31	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル (DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	76	4-アミノジフェニル及びその塩
32	フタル酸エステル類 ^{※3} (DEHP, DBP, BBP, DIBPを除く)	77	4-ニトロジフェニル及びその塩
33	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	78	ビス(クロロメチル)エーテル
34	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	79	ベーターナフチルアミン及びその塩
35	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品	80	ベンゼン及びベンゼンを含有するゴムのり
36	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	81	黄りんマツチ
37	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子 1 個以上) ☑	82	オクタメチルピロホスホルアミド
38	ポリ塩化ビニル (PVC) と PVC コポリマー およびそれらの混合物	83	四アルキル鉛
39	放射性物質	84	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
40	アルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維 ^{※3} ジルコニアアルミノ珪酸塩耐火セラミック繊維 ^{※3}	85	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
41	短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13)	86	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト
42	4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール ^{※3}	87	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
43	特定有機スズ化合物 (3置換有機スズ化合物 (TBTO, TBT, TPTを含む))	88	テトラエチルピロホスフェイト
44	リン酸トリス(2-クロロエチル)及び特定塩素系化合物	89	モノフルオール酢酸の塩類
45	リン酸トリキシリル ^{※3} (TXP)		モノフルオール酢酸アミド
			酸化アルミニウム

- ※1：包装材のみに適用する。詳細はP.25(表3)に記載。
- ※2：レベル2・3の適用のみ。指定された期日まで納入可能。
- ※3：レベル3の適用のみ。含有を禁止する期日が指定されるまでは納入可能。

規制対象の詳細と納入禁止時期については、『タムラグループグリーン調達基準付属書』(TMR-CSR-G2032-09)「(表2)含有禁止物質群の名称及び対象とその納入禁止時期」の内容によるものとする。